

刑 政

刑 務 協 會 發 行

第 三 參 號 第 三 拾 六 卷

刑 政 前 號 目 次

行刑の基調……………	司法省衛生官	芥川	信(四)
行刑衛生に就いて……………	司法省囑託	正木	亮(二)
大刑務所制度に關する考察……………	輔成會囑託	大澤	眞吉(三四)
監獄教育論……………	囑託	藤井	五郎(三〇)
遺棄せられたる少年の矯正に就いて……………	東京地方裁判所 檢事正	小原	直(三七)
海外視察談……………	保健技師	打田	義芳(五〇)
行刑醫學の前途……………			(五五)
教化と永久拘禁……………			(五九)
物語全集……………		白頭	翁(五九)
常識の泉……………			(六一)
行刑統計……………			
叙任——訓令通牒質疑回答——彙報——會報……………			

刑罰觀の移動

刑罰の本體は何であるかと謂ふ問題が論議されて居ることは今も昔も同じである。リスト派とビルクマイヤー派との喧嘩はリスト去つた今日も尙後學によつて續けられて居ることは吾々の熟知せるところである。

さり乍ら吾々は此の二派の争の間に刑罰觀が他の方面より論ぜられつゝあることを面白いと思ふ。曰くクレベリンの刑罰觀、曰くクナップの刑罰觀、面して最近のワルターラテナウの刑罰の未來觀の如きに至つては、意想天外より來るの觀なきに非ず。

吾々は現今の刑事裁判が賭博の要具なりと道破せるラテナウの刑罰觀を空想の甚しきものなりと笑ふ時機ではない。眞理は愛すべきである。例令意想外の暴論なりと雖も、吾々は之を充分に理解し、充分に咀嚼して、その中に一部の眞理にても挿えることに努めなければならぬのである。

昨年(一九二二年)パウエル、エストライヒは獨逸各地の四十名の刑事學者に檄を飛ばして教育刑(Anstalt)に關する論文を集め公表した。新しき世は吾々が最近迄に最も新しきものとして居た刑罰觀に尙飽きたらず、更に教育刑なる刑罰觀を作り上げようとして居る。刑罰觀の如斯き移動は眞に面白い法的現象ではないか。

茲に於て吾々は敢て主張する。即ち吾々は此の刑罰觀の論争の中に立つて、事實を離れず、眞理を無視せざる最も正當なる刑罰觀を確立することに最善の努力を拂うではないか。



刑 政 第 參 拾 六 卷 第 參 號 目 次

刑罰觀の移動……………卷頭言

不定期刑の執行に就いて……………大審院判事 泉二 新熊(四)

倫理學上より見たる犯罪……………文學士 佐々木英夫(二四)

大刑務所制度に關する考察……………司法省囑託 正木 亮(二四)

フエリの「豫防と抑壓」論……………東京地方裁判所判事 垂水 克巳(三)

遺棄せられたる少年の矯正に就いて……………辯成會囑託 藤井五一郎(四〇)

監獄教育論……………辯成會囑託 大澤 眞吉(四七)

海外視察談……………東京地方裁判所判事 小原 直(五)

特殊技能と再犯……………教諭師 刈屋 哲公(三)

懲罰法の改良に就いて……………教諭師 藤木 法林(六)

シカゴ市摩天監……………(六)

問題集……………如 是 子(六)

常識の泉……………(七)

省令通牒質疑回答……………(七)

叙 任……………(七)

會 報……………(八)



不定期刑の執行に就て

法學博士 泉 一一 新 熊

—(4)—

少年法第八條は不定期刑を採用したり、是れ本邦に於ては實に破天荒の制度なり。

舊來の事實的應報主義は社會的害惡としての犯罪事實の輕重を標準として刑を法定し又裁定するを本旨とするものなり、而して此標準に従ふときは審判判決の際に於て刑を確定すること正確且公平なりと謂ふべく、執行中の狀況に依りて刑期を左右せんとするが如きは此傳統的應報主義の見地よりして首肯すべからざる點なること疑を容れず。反之近來の目的主義又は豫防主義に従ふときは、犯人の非社會的性格の如何に依り社會防衛の目的を徹底するに在り、換言すれば犯人を改善して之が社會的復歸を計るを以て社會防衛上最善の手段なりとし、若し改善せざる限りは之を社會より隔離するを以て社會防衛上實に己むことを得ざるの手段なりとす。而して此主義に従ふときは刑の執行前に於て豫め刑期を確定することは實に無意義なり、何となれば危険なる非社會性が實際上打破せられたりや否やは本人の行動を實驗し具體的確實性ある證據を捉へたる後に判斷すべき問題にして、想像的に期間を確定して豫言すべき問題に非ざればなり。是に於てか不定期の觀念を生ずるに至る。

率先して不定期刑を採用したるものは北米諸洲なり。就中一八七六年紐育洲が之をエルマイラ懲治監獄に實施したるを以て嚆矢とす。爾來各洲中此例に倣はざるもの極めて少し。反之歐洲諸國に於ては此制度を採用するもの殆ど皆無なり、但近來世界各國の承認しつつある少年法制は少年の保護處分に付て不定期の制を採用すること一般普通の原因なりと雖、刑罰に付ては歐洲諸國は久しく事實的應報主義の觀念に依りて支配せられたる結果として容易に不定期刑を是認

するの度量を示すこと能はざるが如し、殊に獨逸瑞西諸國に於て然り。從て彼等の少年法は少年に對し保護教育の處分を爲すを以て適當とする場合に於ても尙ほ併せて應報刑を科せずんば止まざらんとする傾向あり。又彼英國の如く進歩したる刑事政策の要求を實行するに吝ならざる國に在りても一九〇八年の犯罪豫防條例を以て不定期刑の採用に躊躇し、先づ應報刑を科したる後更に五年以上十年以下の範圍に於て裁判所の裁定する期間内常習犯人に對し豫防拘禁を命ずるものとしたり。一九一九年獨乙刑法改正草案第百條以下の規定が此英國制に倣はんとすもの亦決して偶然に非ざるなり。

然れども今や一九二一年伊太利改正刑法草案に於て徹底的に不定期刑を採用したるのみならず(同案第二十八條以下第三十五條以下、第四十四條等参照)、一九二二年六月ダツチンゲンに於て開催せられたる國際刑事學會獨乙支部大會に於ても新舊學派の間に「公共に對して危険なる習慣犯人にして既に數回の前科を有する者の處分方法として定期刑を科したる後更に不定期の保安處分を爲すべきや將た全部不定期刑のみを以て處分すべきや」に付き討論を爲したるが、會議は第二の見解を可決したり。而して此第二の見解はコールラウシュ教授の代表せる所にして、氏の提案は、

一 公共ニ對シ危險ナル習慣犯人ニシテ、既に數回ノ前科ヲ有スル者ニ對シテハ、裁判官ニ於テ長期ト短期トヲ定メテ自由刑ヲ宣告スベシ。

二 此種ノ犯人ニ對スル保安ノ目的ハ、特別ノ保安拘禁ニ依ルニ非ズシテ刑ノ執行ノ範圍内ニ於テ之ヲ達スヘキモノナリ。

と謂ふに在り。會議は不定期刑の採用に付て此提案を是認したるがバイエルン國司法總事官ドユル(Dr. Durr)は此種ノ犯人ニ對シテ先づ全然不定期ノ自由刑ヲ宣告シ、裁判所ハ執行ノ結果ニ依リ受刑者ヲ赦免スヘキヤ否及其時期如何ヲ決スヘキモノトス。

不定期刑の執行に付て

—(5)—

不定期刑の執行に付て

との附加提案を爲し、會議は之を可決したり。

予輩は刑罰を以て應報制裁なりと見解するを妨げずと爲すと同時に、國家が此制裁を科するの目的は犯罪の豫防社會の防衛に在りと解し、之に重を措かんと欲する者なり。故に犯人の性格如何を重要視するものなり、然れども犯罪事實の輕重を度外視して犯人の非社會性の大小を決定するの不可能なるを注意せざるべからず、是れ予輩從來の持論にして前掲伊太利草案第二十條に於て犯人の危險性の程度は犯罪事實の輕重並に態様、犯罪決意の動機及犯人の性格に從て之を決定すべきものなりと規定せるは、予輩の大に賛同する所なり。斯の如く豫防主義に重を措くときは刑罰と併せて少年保護處分を爲し、又は常習犯人の豫防拘禁を爲すは失當にして、刑罰に代ふるに保護處分を以てし、確定刑及豫防拘禁に代ふるに不定期刑を以てすること最も合理的なり予輩は此點に關して我少年法の規定を推奨せん。

不定期刑の施行に付て最も注意すべきは之が執行に關する制度の問題なり。最初に不定期刑を實施したるエルマイラに於ては進級制 (Progressive system) と假出獄制 (Parole system) とを以て不定期刑に缺くべからざる條件なりとせり。予輩も亦之を承認する者にして、殊に不定期刑に對する假出獄の許否は最も重要視すべく、之を決定する機關の組織の良否は不定期刑制度の價值を左右するに足るべき重大問題たるを信するものなり。是を以て左にエルマイラ感化監の管理方法及不定期刑と目的を同じうする英國累犯者豫防拘禁の執行に關する制規其他の制例を掲げて、讀者の参考に資せん。

一 エルマイラ感化監の管理

感化監の事務は元老院の承認を経て州知事の選任したる管理委員を以て組織する會議之を管理す、委員の任期は五年にして一部づゝ順次に改選するものとす。

實際上に於て囚人の三分の二以上は紐育市及其附近に於て判決を言渡されたる者なるが故に管理委員二人は紐育市よ

り選出せられ、二人はエルマイラ市より其他は西部より選任せらる。

管理委員は毎年委員長副委員長及書記並會計係を互選し、各任期約一年とす。委員は事務の協議及實行の爲毎月一回定期に會合し三ヶ月毎に一回在監者の假出獄を詮議し、且此等の機會に於て在監者の出願に依り之を引見す。

感化監は管理委員會の選任する總監 (General Superintendent) 之を支配す、其指揮に屬する執行部に副總監、書記長、給仕、醫員、副醫員、教誨師、學科教育主任、作業教育主任、軍事教官及技師長各一人あり、其他若干の守衛、教官書記、工手、消防手及御者等亦之に屬す。

總監は感化監の日常事務を自ら監督する外、毎月初被收容者の階級の黜陟を實施し、彼等に面接を許す。而して管理委員會の通常會議に於て其注意又は決議を必要とすべき一切の事項を報告し、且出納記載を包含する月報並に被收容者の衛生状態、修業状況、階級黜陟及一般動靜に關する報告を提出して其考量及承認を求む。

當監の囚人を分ちて定期囚及不定期囚の二種とす。後者の釋放期は管理委員會の裁量決定する所なり、但法定刑の長期を越ゆるを得ず、定期囚は合衆國政府に對する犯罪に付合衆國裁判所に依り處刑せられたる者にして其員數僅少なり。不定期囚は一定の條件を遵守するに於ては收容後一年内に釋放せらるゝことあり。然れども其條件を遵守せざるときは刑の長期の盡くる迄在監すること有り得るものとす。而して上叙の條件と爲るべきものは管理委員會が本人の一般品行及學科並に實科の成績に照し釋放後法律を遵奉する市民たるべしと信するに足るべき正當の理由ありと意料すること、及假出監許可以前に本人就職の途決定せらるゝこと是れなり。而して就職は可及的に本人が裁荷を受けたる地に於てし、且本人在監中修習したる業務に依るべきものとす。

假出監の許可を受けたる者は終局的放免を許可せらるゝ爲遵守すべき注意事項を記載せる假出監票を下附せらる、其注意事項次の如し。(一) 行狀に於て正直なるべし、(二) 悪友との交際及飲酒を避くべし、(三) 豫定の就職所に直行

不定期刑の執行に付て

不定期刑の執行に付て

すべし、而して感化監より許可を受くるに非ざれば少くとも六ヶ月間は其職業を變更することなかるべし、(四) 少くとも毎月一回自己及周圍の状況並に收入の有無若し收入を失ふに至りたる時、其理由に付當監總監に報告書を差出すべし。此報告は總監に提出する前裁判官渡地在任當監囑託保護者の證明を受くべし。此の如くにして六回の満足なる月次報告を爲したる假出監者は終局的に放免せらるゝを通例とす。

二 英國に於ける豫防拘禁の執行

豫防拘禁は千九百八年犯罪豫防法に依る同法中特に必要な規定次の如し。

第十條 (一) 本法施行後犯シタル重罪 (Crime) ニ付キ正式裁判手續ニ於テ有罪ノ判定ヲ下シタル後犯人自ラ常習犯罪者タルコトヲ認め、又ハ陪審官ニ於テ同一ノ認定ヲ爲シ、而シテ裁判所ハ其者ニ對シ懲役刑ヲ言渡ス場合ニ於テ本人ノ犯罪の慣習及ヒ生活方法 (Criminal habits and mode of life) ニ徴シ一般公衆ヲ保護スル爲メ其者ヲ長期間拘禁スルヲ適當ト認めヘキトキハ、裁判所ハ五年以上十年以下ノ範圍内ニ於テ期間ヲ定メ懲役ノ刑期滿了後引續キ拘禁スル旨ヲ言渡スコトヲ得、此拘禁ハ以下之ヲ豫防拘禁 (Preventive detention) ト稱シ、懲役及ヒ豫防拘禁ノ執行中ニ在ル者ハ千八百七十年ノ失權法 (Forfeiture Act) 並ニ其他一切ノ法律ノ適用上重罪受刑者 (Person convicted by Act) ト看做ス。

(二) 何人ト雖モ陪審官カ證據ニ依リ左ノ事實ヲ確認シタル場合ノ外常習犯罪者タル認定ヲ受クルコトナシ、(イ) 年餘十六歳ニ達シテヨリ第一項ニ掲ケタル有罪ノ判定ヲ受クル迄ノ間ニ本法發布ノ前後ヲ問ハス、少クトモ三回重罪 (Crime) ニ因リ有罪ノ判定ヲ受ケタルニ拘ハラス仍ホ不良若クハ犯罪的生活 (Character of criminal life) ヲ持續シタルコト、

(ロ) 先ニ處斷セラレタル際常習犯罪者タル認定ヲ受ケ豫防拘禁ニ處セラレタルコト、
第十三條 (三) 國務大臣ハ豫防拘禁ニ附セラレタル者ヲ收容スル監獄又ハ監獄ノ區劃ニ對シ評議委員會ヲ設クルコト

ヲ要ス、評議委員ノ内少クトモ二名ハ治安判事ヲ以テ之ニ當ツヘシ、評議委員會ノ權限ハ國務大臣ノ定ムル監獄事務章程ニ之ヲ規定スルコトヲ得。

第十四條 (四) 懲役監々督事務官 (Director of Convict Prisons) ハ豫防拘禁執行中ノ者ノ行狀及び作業ノ勉否ヲ調査シ、且本人出獄後ノ成績ニ付見込ヲ立テ國務大臣ニ定期ノ報告ヲ爲スベシ此調査ヲ爲スニハ豫防拘禁ニ附セラレタル者ヲ收容セル監獄ヲ評議委員及び其他ノ男女ヲ以テ組織スル調査會ノ補助ヲ受クヘシ、右調査會ノ委員ハ國務大臣隨時之ヲ任命ス、

(五) 右調査會ハ各委員ヲシテ豫防拘禁中ノ者ヲ接見シ、且懲役監々督事務官ヲ補助スルニ付必要ナル報告ヲ作成スル準備ヲ爲ス爲メ命令ノ定ムル所ニ從ヒ六ヶ月以内ニ定時會議ヲ開クヘシ、右ノ外必要アリト認めムルトキハ臨時會議ヲ開キ特殊ノ事件ニ付特別報告ヲ爲スコトヲ得、
尚ほ豫防拘禁の執行に關する規則 (Rules for persons undergoing preventive detention) あり、次の如し。

第一條 豫防拘禁ヲ受クヘキ者ハ之ヲ普通、特別、及ヒ懲戒ノ三階級ニ分類シ初メ之ヲ普通級ニ留置スベシ。

第二條 在監者カ普通級ニ於テ模範的行爲ヲ以テ六ヶ月ヲ經過シ、課業ニ對スル熱心及ヒ勤勉ノ狀顯著ナルトキハ之ニ對シ右期間毎ニ精勤證ヲ授與スルコトヲ得。精勤證ヲ四回受ケタル者ハ特別級ニ昇進スルノ資格ヲ獲得スル外精勤證ヲ受クル毎ニ諸種ノ特權又ハ少額ノ賞與金ト共ニ善行袖章ヲ授與セラル、モノトス

第三條 在監者ニ不良行爲アリタルトキ又ハ他ノ者ニ惡感化ヲ及ホスヘキ理由存スルトキハ、之ニ對スル處罰ノ一部ト

シテ院長ノ命令ニ依リ自他ノ利益ニ必要ナル期間之ヲ懲戒級ニ留置スルコトヲ得。而シテ此級ニ屬スル間、其者ノ行爲カ團體作業ニ適スルトキハ之ヲ團體的ニ使役スルコトヲ得ヘシト雖モ、作業以外ニ於テ之ヲ他ノ者ト集團セシムヘカラス。

不定期刑の執行に付て

不定期刑の執行に付て

第四條 在監者ハ教訓トナルヘキ有益ナル職業又ハ農業又ハ刑務所ノ雜役ニ之ヲ使用シ、普通級及ヒ特別級ニ屬スル者ニ對シテハ各自ノ仕事ニ應ジテ賞與金ヲ授與シ、其一部ノ金額ヲ以テ各自ノ副食物ノ購買、家族ヘノ送金又ハ釋放時ノ準備貯金ニ支辨スルコトヲ得セシムヘシ。

第五條 入院中ノ患者又ハ衛生上完全ナル作業ニ適セサル者ハ衛生官ノ意見ニ依リテ其原因カ性來ノ虛弱ニ基キ又ハ各自ノ過失ニ因ラサルコトヲ證明シタルトキハ、之ニ對シ健康時ニ於ケル其收入ニ比例シ又ハ其一般作業能率並ニ善行ヲ斟酌シテ賞與金ヲ貯蓄セシムヘシ。

第六條 刑務所内ニ酒保ヲ開設シ在監者ヲシテ監督官ノ定メタル代價ニテ食物其他ノ物品ヲ購求スルコトヲ得セシムヘシ。而シテ之カ代金ハ各在監者ノ賞與金中ヨリ支辨セシムヘシ。但シ所長ハ何時ニテモ酒保ニ於ケル物品購買ノ特權ヲ制限シ又ハ撤回スルコトヲ得。

第七條 精勤證ヲ三回受ケタル在監者ニハ庭園ノ一部ヲ開放シ一定ノ時期ニ於テ之ニ耕作スルノ資格ヲ附與スヘシ。而シテ右ノ土地ヨリ生シタル生産物ハ出來得ル限り所内ニ於テ市價ヲ以テ之ヲ購買シ且ツ之ヨリ生シタル利益ハ之ヲ當該在監者ノ貯金ニ繰リ入ルヘシ。

第八條 普通級ニ屬スル在監者ニハ會食ヲ許シ且ツ第二回精勤證ヲ受ケタル後ハ夜間ノ會合ヲモ亦許可スヘシ。特別級ニ屬スル者ニ對シテモ亦會食及ヒ夜間ノ會合ヲ許可スル外尙ホ臨時ニ追加的休養時間ヲ定メ以テ文學的及ヒ社會的娛樂ニ充テシムヘシ。

第九條 在監者ニ不良行爲アリタルトキハ本特別規則ニ定メタル特權又ハ授與シタル賞與金ヲ沒收スルコトヲ得。在監者ハ自己ノ利益ノ爲メ費消スル爲メ又ハ監視ニ任セラレタル協會又ハ個人ノ判斷ニ從ヒ處分スル爲メ、自己ノ賞與金ニ對シ法律上ノ請求權ヲ有セス。

第十條 致謝師及ヒ刑務所教師ハ留置中絶エス各在監者ヲ個人的ニ視察シ且ツ精神的保護ノ下ニ其改善ヲ促進セシムヘキ義務ヲ有ス。所内ニ於テハ毎週禮拜ヲ行ヒ且ツ傳道的事業並ニ宗教、道德及ヒ通俗的問題ヲ定メテ之カ演説及ヒ講演ヲ行フヘシ。

第十一條 在監者ハ監督官ノ絶ニス定ムル食物ノ給與ヲ受タルコトヲ得。

第十二條 在監者ニハ其所屬級ニ從ヒ一定ノ期間ノ定メテ書信ノ發受及ヒ接見ヲ許可スヘシ。

第十三條 一九〇八年ノ犯罪豫防條令第十三條第四項ニ依リ國務大臣ノ任命スル訪問委員會ハ其任期ヲ三年トシ、缺職ニ因リテ其權能ニ影響ヲ及ホスコトナシ。國務大臣ハ出來得ル限り迅速ニ新任命ニ依リテ缺職ヲ補フヘシ。第一回委員會ニ於テハ委員長ヲ任命スヘシ。委員會ノ一人又ハ數人ハ毎月一回刑務所ヲ巡閱シ、且ツ出來得ル限り屢々委員會ヲ開催スヘシ。委員ハ監督官ノ委付スル在監者ノ犯罪ニ付キ訊問ヲ爲シ且ツ判斷ヲ爲シ、在監者ヨリ申告スル情願ヲ取調ヘ、且ツ必要ノ場合ニ於テハ自己ノ意見ヲ添付シテ之ヲ監督官ニ報告スルコトヲ得。委員ハ刑務所ノ各部ニ對シテ檢閲ヲ爲ス自由ヲ有シ、何レノ在監者ヲモ個人的ニ視察シ、食物ノ檢査ヲ爲シ、且ツ書籍ノ檢閲ヲ爲スコトヲ得、面シテ不正ノ事實アルトキハ直チニ監督官ノ注意ヲ促シ、緊急ノ場合ニハ文書ヲ以テ推舉狀ヲ作成シ、所長ハ監督官ノ決裁ヲ俟タスシテ右推舉狀ヲ實施スヘキモノトス。尙ホ委員ハ自己ノ手續ヲ記録ニ作り、各年度ノ始めニ國務大臣ニ對シ之カ報告ヲ爲スヘシ。

第十四條 前示條令第十四條第四項ノ規定ニ依リ任命セラレタル委員會ハ一季節ニ一回開會シ、且ツ釋放後ニ於ケル在監者ノ豫想及ヒ舉動ニ付キ國務大臣ニ助言ヲ爲スニ必要ナル報告ヲ監督官ニ提出スヘシ。

第十五條 釋放許可證ヲ撤回又ハ沒收セラレタル者ハ刑務所ニ歸還スルトキ、訪問委員ニ於テ必要ト思料スル期間之ヲ懲戒級ニ留置スルコトヲ得。

不定期刑の執行に付て

不定期刑の執行に付て

不定期刑の執行に付て

三 伊太利改正刑法草案の規定

伊太利刑法改正草案に於ける假出獄の規定亦參考に値するものあり即ち同草案に依るときは凡そ假出獄は裁判所之を許すべく(第八十四條乃至第八十八條)習慣犯罪人に對する不定期刑の宣告を受けたる者の假出獄に付ても亦同じ(第三十條)然れども精神不完全なる犯罪者にして留置所(監置所、犯罪狂院又は特別勞務場)に收容せられたる者の假出獄は執行裁判所に於て保護委員會の意見を徴して之を許すものとす(第八十九條、第四十五條二項第四十二條)然り而して保護委員會は各裁判所々在地に置かるゝものにして、判檢事各一人、最近地に在る最も重要な監獄の長及留置所の長、市町村會に選任したる學校醫又は刑事人類學專門家一人、辯護士會の選任したる辯護士一人、裁判所地の勞働團(若し之なきときは裁判所管轄内の團體)の代表者一人(合計七人)を以て之を組織す、(第一百一條)而して此委員會は上叙の事項に付意見を述ふる外尙復權に付ての諮問機關たり。(第百廿九條)。

四 其他

以上の外北米合衆國諸洲に於ける假出獄機關の組織を要約すれば、假出獄の許否は假出獄監督局 (Parole Board) 之を決定するを通例とす監督局の組織は諸洲一樣ならず監獄局長、典獄、監獄醫を以てし或は典獄、知事、檢事長、監獄醫を以てし或は上院の意見を徴して知事の選任する三人の市民を以てし(典獄を以て其顧問と爲す)或は四人の監獄監督委員を以てし或は監督局長、典獄及知事の選任する二委員とを以てするあり其他種々の組織法あり

ワシントンに於ける一九一〇年の萬國監獄會議は此監督局は外部の干渉に超然たるべき組織を有する必要なりとし、判事、典獄及醫師を以て之を組織するを正當なりと決議し一九〇六年獨逸法曹會議は公共危險性慣行犯罪人に對し確定刑に附加して不定期刑の保安留置 (Vormerkung) を令し執行官吏檢事及び名譽職員を以て組織する委員會に於て其出場時期を決定すべきことを決議したり。

進級制の當否は研究を要する問題なるが如し。何となれば北米諸洲はエルマイラに之を實施しつゝありと雖、最近の監獄に在りては概ね之を以て個別主義の要求に適せざるものと認め、所謂宅舎主義 (Outage System) を採用し之を賞揚しつゝあればなり。然れども予輩の所見に依れば進級制は理想的の制度たるを失はざるなり。宅舎制に依り細密に個人觀察を遂げ、之に依り級別を定め、夜間に限り宅舎生活を爲さしむるが如きも一方法たるべしと雖、進級制を絶対に排斥するは不可なり。莫遮我川越、小田原に於ける實驗既に其有利なるを證し、進級制の元祖たる英國に於て懲役刑及豫防拘禁に付て進級制を採用し、又一九二二年六月八日ゲツチンゲン國際刑事學會獨乙支部大會々議に於て本制を承認したるは決して偶然に非ざるなり。

若夫れ假出獄監督委員會を組織するの議に至りては、更に大に研究を要すべき問題たるべしと雖、予輩は我々不定期刑に付て之が必要あることを確信する者なり。但如何なる者を以て委員と爲すべきか又之を中央機關とすべきか或は不定期囚を收容する刑務所毎に之を設置すべきか、尙又委員會の權限如何に付ての具體的提案は之を後日の機會に譲らんと欲す。

不定期刑は單に少年犯罪者に對して之を適用するに止らず、尙ほ成年常習犯罪者に對して之を適用すること最も必要なり。然れども歐洲諸國に先じて之を少年犯罪者に試みんとする我少年法の規定の成績如何は此要求の前途を左右することあるべし。今や少年法不定期刑の實施に際し一言を費す所以茲に存するなり。

不定期刑の執行に付て

不定期刑の執行に付て

不定期刑の執行に付て

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

文學士 佐々木英夫

目次

- 第一章 犯罪の意義
 - 第一節 諸家の説
 - 第二節 行爲と犯罪
 - 第三節 結論
- 第二章 犯罪の原因
 - 第一節 遺傳
 - 第二節 環境
 - 第三節 意思

第一章 犯罪の意義

第一節 諸家の説

イギリスの法學者であり經濟學者であり且つ倫理學者で功利學派の祖と云はる、シエレミー・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) は「傷害が起り又は起る傾があるから是非禁ぜられなければならないと思はれる活動」(An act which it is deemed necessary to forbid, because of the harm which it produces or tends to produce) と定義し、又イタリーの公法學者たる

ファイランシエーリ (Gaetano Filangieri 1753-1788) は「法律に依つて禁止せられた活動」(An act forbidden by law) と定義し、又イタリーの經濟學者法學者にして夙に死刑廢止論を唱導した人で「犯罪と刑罰」(Dei Delitti e delle Pene, An essay on Crimes and punishments, 1764) の著者で且つ行刑學及び刑法學の祖と稱せらる、ベンカリア (Cesare Bonesana, Maquis of Beccaria 1738-1794) は「公衆の善にまで有害なる活動」(Some act which is detrimental to the Public good) と定義し、又同國のロマグノツシ (Romagnosi) は「他人に有害たると同時に不正である、健全な心意を持つてをる人の有意的活動」(“Voluntary act of a person of sound mind, harmful to others and at the same time unjust”) と定義してゐる。而して同國の政治家、法律家にして經濟學者なるロツシー (Rossi, Count Pellegrino 1757-1813) は「社會が犯罪として考得る所の唯一のとは社會的秩序の維持に貢獻する所の社會又は個人に對する本務の違反であり、且つ法律が絶對的に強制し得るものである」(“The only thing which the social power can regard as crime is violation of such duties towards society and individuals as contribute to the maintenance of the social order and are capable of absolute legal enforcement”) と定義してゐる。(1)又ブルメンレーは其の著「犯罪學」(Criminology) に於て「犯罪とは法律が禁止し且つ罰する所の行爲である、何となれば現行の倫理的標準に従へばそれは常に殆不道德にして、普通社會に有害なるは勿論、本來刑罰的手段で抑壓せらるべきもので且つ其の抑制は現存の社會的秩序の保存に必要であるか又は必要だと想像せられる者であるからである」(2) (A crime is an act forbidden and punished by the law, which is almost always immoral according to the prevailing ethical standard, which is usually harmful to society, which it is ordinarily feasible to repress by penal measures, and whose repression is necessary or is supposed to be necessary to the preservation of the existing social order. (3)と云つてゐる。其から米國の行刑學者で且つ第八回萬國刑務協會會議の會長であつたヘンダーソンは其の著「犯罪の原因と治療」(The Causes and Cure of Crime) に於て「犯罪の眞實にして正確なる意義は責任ある人の所業である」(Crime in the true and exact sense is the deed of a responsible person) (4)

と述べてゐる。而して牧野博士は其の著日本刑法に於て犯罪とは刑罰法令に列擧せられたる行為にして、犯意若くは過失を伴ふ責任能力者の行為なり」と定義し、且つ之を詳説して

- (1) 犯罪は行為なり、單純なる心理状態は罪となることなし、
 - (2) 犯罪は刑罰法令に列擧せられたる行為なり、刑罰法令は刑罰を科すべき行為の内容を定むるものなり、
 - (3) 犯罪は違法なる行為なり、法令に因る行為、正常なる行為、正當防衛、緊急避難は罪となることなし、
 - (4) 犯罪は犯意又は過失を伴ふ行為なり、犯意を原則として過失を例外とす、
 - (5) 犯罪は責任能力者の行為なり、幼者、心神喪失者の行為は罪となることなし、
- と述べてゐる。而して我國の古代に當つては犯罪は穢と做されたことは刑罰が赦と做されたの同一であつて人の一般に知る所である。

註(一) Crime, Verbrechen

(II) Garofalo, Criminology Pp. 55-56.

(III) Parmelee, Criminology P. 32.

(四) Henderson, the Cause and Cure of Crime, P. 32.

(五) 牧野博士日本刑法六二頁

第二節 行為と犯罪

犯罪の意義を明にするには行為の意義を明にしてかゝらなければならぬ、其處で行為と云へば倫理學上の問題となるから之を倫理學上より明にしよう。

(1) 行為は自由を包含する。人間の行為は種極的にも消極的にも自由である。人は特別な衝動及び欲望の領土より自由である。動物は其の欲望や衝動に支配せられるが人はその支配を受けることはない。而して人は自分の思通りに之を排斥し制御し、變化し制限し又は獎勵することが出来る。即ち人は其の凡ての行為に於て其の最高の個性を實現すべきである、換言すれば人の行為は自由且つ自發的である。

(2) 凡ての行為は責任ある行為である。人間の道徳的責任は其の自由の結果である。だから若しも凡ての人の動作が機械的に生ずることが蒸氣機關や電氣發動機の如くであつたならばそれに對して責任を負ふ筈はないのである。蒸氣機關は其の破壊に何等の責任はない。其の責任は機關士にあるのである。又犬が小兒を牙にかけたとしても犬には何等の責任もない。犬の動作に對する責任は其の飼主にあるのである。凡ての場合に於て人のみが責任を有するのである。人は其の行為が自己のものであることを承認し且つ其れに對して責任を受けるものである。だが人類のみが責任あるものであると云ふことになつたには多くの年月を要したのである。例へばモーゼの法律によれば、人を牙にかけた牛は殺されるべきであつた、然かも飼主の不注意の爲である時は主人も殺されたのである。中世紀では豚や鼠や其他の動物も普通の裁判所や教會裁判所で求刑された。だから一四〇三年にはバリーで豚は赤子を殺した件で裁判され罪せられ、而して死刑に處せられた。これによつて見れば動物も道徳上並に法律上責任あるものと考へられてゐたことがわかる。

註(1) Johnson An Introduction to Ethics Pp. 123-124.

(II) 出埃及記第二十一章第二十八節

牛もし男あるひは女を衝て死しめなばその牛なげ必ず石にて擊殺すべしその肉は食ふべからず但しその牛の主は罪なし、

(III) 同上二十九節

然ども牛もし業より衝くことをなす者にしてその主これがために忠告をうけし事あるに之を守りおかすて遂に男あるひは倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

女を殺すに至らしめなげその牛は石にて撃れその主もまた殺さるべし。

第三節 結 論

之を要するに行為は自覺的行動 (Self-conscious behaviour) 即ち人間の有意的動作の體系 (The system of a man's voluntary action) である。従つて犯罪は有責違法の行為である。換言すれば刑罰が加へられる所の公法に反した違法行為である。

註 ア、ラゲナは (De Laguna) (1) は道徳的行為は有意的 Moral Conduct is voluntary) であり熱慮的であつて且つ道徳の判断によつて先立たなければならないと云つてゐるし、ミニニアヘッド (Minthead) (2) は行為な人間の動作 (Human action) であるとなし遂に行意は有意的動作 (Voluntary action) と定義してゐる。

(1) Introduction to the science of Ethics PP. 29 - 30

(11) the Elements of Ethics PP. 45 - 46

第二章 犯罪の原因

犯罪の原因には少くとも二つを挙げることが出来る。第一は遺傳であつて第二は環境である。

第一節 遺 傳

此の問題に關してはデユグデル (Dugdel) のジュークス族 (Jukes) に關する研究が有效なる社會的穿鑿の勝れた説明である。デユグデルは凡そ千二百人のジュークスの歴史を研究した。凡ての子孫は全く役に立たないものだが、それは凡そ千七百五十年頃ハドソン川の傍で繁榮したものである。其の子孫は驚くべき産出力があるので非常に多数となつたが、何れも無知か怠惰であつて多くは犯罪者となつた、そして七代を通じて研究したが、何れも刑務所や養育院の世話になつたもの計であつた。其れは本來マックス・ジューク (Max Tuke) と云ふ一人の怠惰で低能の男があつて其の息が

二人あつた、それが何れも餘り良くない女と結婚したのに始ると稱せられてゐる。而してジュークス一人の子孫の爲めにニューヨーク州の受けた有形の損害文でも數百萬弗に達して居ると云ふことである。

註 Johnson, I. 24. 教育論叢大正九年三月四月號拙稿品性構成の三要案

東亞光大正十二年二月號三宅驥一博士遺傳とその實例參照

第二節 環 境

○ロンプロゾー (Lombroso Caserri) フェリー (Ferry) 及びクエテレット (Quetelet) は犯罪は氣候と天候とによつて均しく影響を受けるものであると云ふことを主張する。これは物理的環境を意味するもので、事實である。

(a) 物理的環境 (Physical environment) 氣候に就て云へば人に關する犯罪は暑い所に一層多く財産に關する犯罪は寒い所に一層多い。而して季節に就て云へば性的犯罪は六月に於て其の極限に達するが故に、暖い月の間に大に増加するものである。嬰兒殺以外の人に關する凡ての犯罪の最高點は暖い月の間に起るものである。而して天候に就て云へば温度は他の條件と同様に争闘に導く所の情緒的狀態に影響するものである。婦人に於ては男子よりも多い。尙氣壓の關係温度の關係を始めとし風雨晴曇の如きも皆犯罪に影響するはデツクスターの研究の通である。而して殊に酩酊の爲めに拘引されるのは暖い時よりも寒い時に一層多いこと自殺が晩春と夏月との間に最も流行するのを見れば天候が如何に人類に影響するかを知るべきである。が然し物理的環境よりも社會的環境の方が一層犯罪に大なる影響があるのである。

(b) 社會的環境 (social environment) 凡ての社會現象は人口の密度と分布とによつて影響せられる、抑文明は人口の密度が比較的高度に達しない間は發達しないのである。文明人が新に定住した地方でも人口が比較的稠密とならない間は邊疆と云ふ狀態の起ることはない。邊疆に於ける社會の犯罪は普通山賊又は追刻の如き荒々しい種類のものである、之に應ずべき海上の犯罪は海賊である。けれども此等の邊疆の状態は其の性質上一時的のものであることはロンプロゾ

1が文明國に於ける犯罪と人口の密度とに就て窃盜は人口の密度と共に増加するが殺人は減少すると云つた通である。だから人口の増加が如何に犯罪に影響するかを知るべきである、又如何に文明と犯罪との關係が密接であるかを知るのである、而して都會の犯罪及び罪惡は田舎の犯罪及び罪惡に比すると非常に多いのは人の一般に認める所である。これはアツシヤツフエンベルク (A. Schuchman) の統計に示す通多少の例外はあるが都會と田舎との環境の相違に依るものであることは確なことである、要するに社會的進化は概して犯罪及び罪惡の増加を其の特質とするものである。文明の進歩は人間の欲望及び需要を増加し其の欲望を満足せんとする所から多くの場合に於ては犯罪又は罪惡に導く傾向あるものである。故に犯罪と罪惡とを増加する社會的進化及び進歩の状態は田舎よりも都會に於て甚しいものがあると云つてよいのである。一般に社會的進化及び進歩は一つには都會の犯罪及び罪惡が表面上優勢なることを説明するものである且つ社會は絶えず一層複雑となる傾向があるものである。だから正常に働くことは社會的團體に取つては一層困難となつたのである、このことは社會的環境が常に田舎よりも遙に複雑となつた都會に於て特にさうである。心意及び品性の弱い人は、都會の環境に適することは不可能である。そして此等の精神虛弱者中誠にモーションが都會にあつては田舎よりも犯罪者となる傾向が多い。だが利益は田舎のみには存在しないで各其の環境に應ずる犯罪及び罪惡のあるのは當然のことである、そして都會に於ける犯罪が多く財産に關するもので田舎に於ける犯罪が多く人に關するものであることはロンプロゾーの稱道する所であるが何人も否むことは出来ない。要之都會の環境は一般に田舎の環境よりも一層罪惡に陥らしめる傾向のあることは否定し能はないのである。尙都會にあつては罪惡の組織が田舎よりも容易なのは資本の潤澤であることと多くの相手があることとである。然し田舎よりも都會に一層多く犯罪があるからと云つて都會の人々が本來田舎の人々よりも多く犯罪者だと云ふ理ではない、之は全く都會と云ふ特別な環境の影響によるもので止むを得ないのである。而して田舎には又其の環境に應じた組織立たない幾多の犯罪がある。尙人口の速な増加が經濟學の原理

より生活の程度を低下せしめることは假令例外あるとするもマルサス(一)及びリカルド(二)以來人の一般に認めることである。

註(一)マルサスの人口論の要旨及び其の批評

- 一 人口は必ず食物に依つて制限せらるるものとす。
- 二 他に有力なる障碍の之を妨ぐるなきに於ては人口は必ず食物増加に伴ひて蕃殖するものなり。
- 三 豫防的及積極的に人口の増殖を妨げ以て食物の存在額に適量せしむる障碍は皆克己邪行又は災厄に歸するものとす。
- 四 マルサスの人口論は多少事實に背き極端に馳するの點ありと雖大體に於ては眞理と謂はざるべからず。

(山崎博士著經濟學原論二四六頁—二五四頁参照)

(D)リカルドの餓則の要旨
勞働の自然價格は勞働者が生活し日つ其の繼續者を産出し以て其の數を増減せざるが爲めに必要な費用に等しとす。
(山崎博士著經濟學原論二〇九頁参照)

又若し人がニューヨークのテンダーロイン (Tenderloin) や東京の淺草の如き社會的環境を思ふたならば社會が如何に犯罪と關係があるか々分るのである。

要之犯罪の原因の主なるものが環境にあることは論をまたないのである。遺傳の處で説いたジュークスも亦環境の影響によつて不良となつたといふのを正當とするのである。そして其の中二十人の勤勉な職工が出来たが其の中の十人は國立刑務所で其の仕事を學んだと云ふに至つては我等たるもの其の社會的環境の影響の如何に大なるかに注意せざるを得ないのである。

今此の關係を一層明にするために某中學校に於ける半途退學者の研究を紹介しよう。

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

最近五ヶ年間半途退學者人員統計表

曆年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	合計
大正六年	一三	二〇	三一	二〇	三	八八
七年	三一	二二	二四	一七	二一	七一
八年	二二	一一	二五	一七	六	八二
九年	三八	五	一七	二三	八	一五
一〇年	二四	二六	一七	一七	四	八七
合計	一〇九	八四	一四四	九四	四二	四四三

これはムレー博士の云ふが如く十五六才の時が一番變動期であると云ふのに合するものである。而して不良少年も亦この頃であることは各刑務所などの報告がこれを證して餘ある。それから父母の存否と半途退學との關係のあることも亦勿論である。

半途退學と父母の存否

學年	半途退學と父母の存否					合計
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	
父母	五九	五一	七二	六三	二四	二六九
父母共ニアルモノ	一六	一	一一	七	八	四三
父ナキモノ	二一	二七	二二	一五	九	一〇四
母ナキモノ	三	五	九	九	一	二七
父母共ニナキモノ	一〇九	八四	一一四	九四	四二	四四三

これによつてこれを見れば父母の存否と半途退學との間にも何等か關係あるものであることが明となるのである。若夫れ犯罪が如何に家庭と關係あるかは川越少年刑務所大正十一年度の報告出生別及父母の存否が之を證して餘りありである。

在監者出生別

出生別	私生子	庶子	不詳	合計
嫡出子	一八七	一八	六	二一三
父母共存	九八	二七	八八	二一三
父母共無	二七	八八	二一三	二一三
父母一方無	二七	八八	二一三	二一三
合計	二一三	二一三	二一三	二一三

此の二つの表を見ればすぐ分る通出生別に於ても一割強の二六人は萬一嫡出子なりせば犯罪者とならなかつたかも知れぬのであるし、父母の存否の表で共存のものは僅に九八人といふ少數即半数以下であつて不完全なものが半数以上の一三人となつてをる。これによつて之を見れば、少しの統計ではあるが家庭が即家庭と云ふ環境が不完全であつたら犯罪者となつたのであることは明な事實である。中學校の半途退學の例と云ひ少年刑務所の表といひ如何に家庭教育が少年時代に影響を與へるか分る、而して中學校の半途退學の理由は表面は家事實上の理由が多いけれども實は學業成績不良の爲めであることは勿論である、而して其の不良の原因は家庭の監督不行届から來ることは論のないところである。氏よりも育である。遺傳よりは環境である。尙同刑務所の精神統計を見れば愈其の同情すべきことが分る。

大正十一年度在監者精神統計

精神普通者	一〇九
低格者	九二
癡愚者	一一
白痴者	一
合計	二一三

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

即ち犯罪者は精神的にも五割弱は不完全なものであることが分るのである。

而して保健技手の報告によれば入所當時に於ては體格甲と云ふべきもの殆く乙又は丙にして中には殆病弱者の如きものさへありと云ふ。今此等の關係を一括して表示すれば左の如くである。

先天的

後天的

合計

一〇四

一〇九

一一三

而して其の先天的のものを遺傳若しくは之に類するものとし後天的のものを環境の影響とすれば吾が屢々論じた所の品性構成要素の基礎が如何に後代の品性構成に影響あるか、明となるのである。しかし吾等は第三に意思を其の要素の中に入れるものであるから之に就て論じよう。

第三節 意 思

以上の如く環境の勢力は非常に偉大なものであることは勿論であるが人は意思を有してゐる。これは個人でも國民でも同じ人である。例へばギリシアの土地は昔も今も變らないけれどもこゝに移つたトルコ人は少しも其の物理的環境の影響を受けることなく日に月に退歩して正に歐洲より其の影を失はんとしてゐることは人の周知の所である。これ全く何よりの證據である。馬鹿と剪刀は用ゐやうで切れると云ふ諺の如く意思即人によるのである。だから意思教育の必要は勿論第一とならなければならぬ。そしてこゝで環境といふのはエンリコ・フェリー(Enrico Ferri)等の實證論の立場に當るのである。

註 Enrico Ferri, The Positive school of Criminology 1913.

(未完)

大刑務所制度に關する考察

(承前)

正 木 亮

(八) 作業經營と刑務所の擴大

ハシツ、エルガーは私と殆ど同じ立場から次の様に説明して居る。

「作業經營は出来るだけ多方面に作ることが必要である、即ち各受刑者に對して成るべく適當なる業務を授けることが出来るのは大刑務所に於てのみである」

エルガーの此の説明だけを見れば或は受刑者の個別處遇の立場から大刑務所を推賞するかの感がないでもないのであるが、此の結論迄に至る同氏の説明は決して個別處遇自體の爲めに大刑務所を推賞するものではない、即ち同氏は私の之れ迄に述べたと同じ立場から刑務所の収入にも重きを置いて居ることを忘れてはならぬ。而して同氏が好んで用ゐて居る Resozialisierung 即ち社會復歸といふ言葉は結局一大集團即ち多人數の間に伍して相當に團體生活に適當するものたることを必要とすると同時に、此の生活に適すれば彼等が刑務所に於て充分なる生産力を提供し得るものたること當然であると信じて居るのである。換言すれば刑務所に於て充分なる作業成績を挙げ得ない程の者は社會に出てから再び犯罪を犯す危険性ありと信じて居るものと解釋するを相當とするのである、故に同氏は教訓的作業(Instructional Arbeit)ばかりでなく生産的作業(Productive Arbeit)が刑罰執行に必要なことの説明に力を入れて居るのである。

而して同氏が私に謂へるが如く手工業の發達に價値を認めない所以のものは、結局今日釋放者が再び社會に立つ

て一般人と伍して生計を立つるには既に手工業に非ずして機械工業であると信じて居るものと認めることが出来るであらう。

嘗て小河博士が監獄作業論(註五〇)に於て刑罰と經濟の一致融合の點を説き作業は成るべく多數の四人にそれ〴〵適當するやうに賦課せねばならぬと説明し、更に其費える金を成るべく少くすることは國家經濟の上に最必要なることであるから其金を少からしめやうといふのには即ち監獄に居る囚徒の勞働に依つて幾分の利益を收め、其利益によつて此に要する所の監獄の費用の幾分を補ふこと〴〵しなければなるまいと説明されて居る趣旨は、上述のハンツ、エルガーの趣旨と一致して居るに拘はらず、小河博士は大刑務所を反對し、(註五一)エルガーは大刑務所の必要を説いて居るのは、前者は行刑遇因の適實に根據を置いて觀察し後者は釋放後に於ける社會適合性に根據を置けるが爲めである。

註四九、Hans Ellger, a. O. S. 73.

註五一、小河博士「獄事談」二二二—二五二頁

註五一、前同書一六七頁

私は右述べた點に就て小河博士が刑罰と國家經濟との融合を主張し乍ら、何故に千人以上の刑務所の設立を排斥して居るかを疑ふものである。若しも刑罰と國家經濟とが融合せらるべきものであるならば、刑罰の執行に要すべき費用を悉く受刑者の手によつて償却せしめ乍ら、受刑者に對する刑罰の目的を達し得ることが即ち刑務所作業の善の善なるものである、然るに拘はらず同博士は此の理論を是認し乍らも嘗てアメリカに於て起りし弊害を引例して、機械工業を反對して居らるゝことは趣旨の一貫を缺いて居ると思はれるのであつて、從つて千人以上の刑務所を排斥する前述の議論も今日に於ては既に當らないものと見ることが出来るのである。尤も同博士が右主張をされたのは既に二十年前のことであつて、社會狀態は其の時に比し雲泥の差を來して居るのであ

るから、今日に於ては刑罰執行が社會思潮に隨伴すべきことを認められるならば、博士も亦エルガーの上述の議論に賛成を惜しまれぬことを信するのである。

要するに現今主張さるゝ刑務所内の作業經營は、在監者の手をとつて作業を教ふべきものに非ずして彼等に社會に於ける諸種の事業を展開し、其の適する作業に就かしめ之を訓練するといふに他ならないのである。而して其の結果は彼等が釋放後に於て生存競争に堪へ得て再び犯罪を爲さざるの素質を養ひ得るのである。果して然らば今日最も需要の廣い大工場に類似せる工場を設け得る大刑務所を設立することは時代の要求と謂はなければならぬのである。

さり乍ら茲に特に注意すべきは未成年者に對する作業經營である、彼等は未だ社會の競争場裡に伍せること日淺くして職業に對する根本知識を有せざるものが多いと見なければならぬ、如斯者に對して最初より何等職業的の根本知識の教養を施すことなくして直ちに作業に就かしむるのは、或る場合には其の作業に對する趣味を感ずることなかるべく、從つて勞働を厭ひ反つて弊害を生ずる虞があるから、未成年者に對しては先づ理論的教育(theoretische Unterricht)殊に團案及原料等を教育する必要がある、(註五二)故に此等未成年者に對しては同じ機械作業に従事せしむるにしても、其の教育的立場より人員を小數に制限する必要がある。

殊に未成年受刑者は他の受刑者に比し其の數も極めて小數であり、且監獄法第二條の規定により分界拘禁を原則とするが故に、教育主義の作業經營論と相倚り巨大刑務所を設置することは之を避けなければならないのである。

註五二、Hans Ellger, a. O. S. 73.

註五三、司法省第二十二監獄統計年表第二頁

十八歳以上二十歳未満の新受刑者數及百分率は左の通りである

人員

(十八歳未満)

百分率(十八歳未満を含む)

大正二年

三、二八五

二、八〇六

一一、八

大刑務所制度に關する考察

同 三年	二、八四四	二、四七三	一一、七
同 四年	二、五八六	二、二六四	一一、一
同 五年	二、四三九	二、一八四	一一、〇
同 六年	二、四三九	一、九七六	一〇、六
同 五年	二、三四四	一、八七五	一〇、四
同 八年	二、一五三	一、四六三	九、六
同 九年	一、七〇〇	一、二二七	九、五

尙未成年者に對する作業に就ては、一九二二年の普魯西亞司法刑務所規則草案は前述の理論を採用し、技術上及び實用上の教育をなすことを規定し、作業經營 (Arbeitsbetrieb) をなすに當りては感化及び教育に特に注意を拂はしめんとし居る、故に之を社會教育學の立場から見れば、未成年者の取扱は社會教育學上の第二級 (die zweite Stufe) 即ち學校教育時代に相當し、成年者の取扱は第三級 (die dritte Stufe) 即ち自治教育時代 (Freie Selbsterziehung) に相當するが故に、其の方面から觀察しても兩者の收容人員に差等の生ずることは理の當然であると謂はねばならぬ。

註五四、Dienst- und Vollzugsordnung der Strafanstalten der Jurisverwaltung in Preussen, § 127, IV.
註五五、Natorp, Sozialpädagogik, S. 283 ff.

(九)大刑務所制度に因る缺點の補追

大刑務所の設立に伴つて自ら缺點の生ずることは否定の出来ないことである。此の點に付ては曩に述べたクリーグスマンが指摘せる三個の他に更に詳細なる點を抽出し、其の缺點の除去に付て研究する。こゝは本論に極めて重要なりと考ふる故に、以下之が研究を試みようと思ふ。

(一) 自由營業との競争

此の競争は行刑制度の發達して居る諸國に於ては、夙に非難せられ又當局が毎に考慮を煩はしたる點である。即ち刑務所は極めて廉價なる作業賞與金を與ふるのみを以て受刑者を作業に就かしめることが出来るが故に、自由營業者に比し工賃の點に於て極めて有利なる利益を有し、従つて夫れに比例して販賣價格も、廉價であるから、一度供給過剩の状態に至らんか、直ちに自由營業者を壓迫するに至ることは經濟原則上自明の理である。先年九州地方の耕業者が九州の諸刑務所に對し工賃の値引を要求したのは明に其の一例であつた、而して如斯場合若も刑務所作業が民業壓迫の非難を受くることありませんか、國家はフェイスカリズムを重要視する結果、反つて其の國の殖産興業の發達を阻害するに至るのであつて、洵に不詳のこと、謂はなければならぬ、而も私の主張する如く大刑務所制度を採用すれば、或は機械工業に於て或は農業に於て或は諸種の手工業等に於て、益々此の問題に蓬著しなければならぬのである。

然らば此の問題は如何にすれば避け得るやに就ては從來學者間に屢々論議せられた問題であるが、此の點に就てマクスマン、ペールは左の四點を以て自由營業保護と同時に、刑務所作業の保護發達の原則なりと主張して居るのである。

- (1) 當該刑務所に總ての行刑官廳の必要品は能ふ限り受刑者の作業によつて充たすべきこと、
- (2) 國家及び國家官廳の爲めの使用物の製造はなるべく之を要求すべきこと、
- (3) 受刑者たる拘禁者は刑罰執行の目的を害せざる限り成るべく大多數農業に従事せしむべきこと、
- (4) 其の他の受刑者は公告を以て企業家に對し工業上の勞働の實行に與ふべきこと、

此の第一、二點はクリーグスマン^{註五七}及びクローネも共に主張するところであつて、且刑務所の大さの擴張は其の擴張自體に於ても相當に人員を要するに至るのである。

さり乍ら私は此の競争は上述の如き消極的作業に制限してまでも之を避くべきものではないと思ふ、何となればエルガーの言葉を藉りて謂へば、刑罰執行は労働組合の運動 (The agitation of labor unions) が刑務所作業を過度に恐怖するに
より作業賃金を騰貴せしめ、又は受刑者の労働力を満足し得る程度に使用せざることは自明の結果であつて、換言すれば刑罰執行の社會思潮との随伴即ち受刑者を釋放後にとまどらせしめざるべきものである。

故は私は刑罰執行の本體より見て、敢て官司業たるを請負業たるを問はず自由労働ニ伍して之を行ふ必要ありと信するものであつて、その民業の競業を避くる唯一の手段は明治四十一年九月十六日の監獄作業規程第十五條の規定を遵奉するにありと思ふ。

故に大刑務所に伴つて起るべき競業に對する批難は敢て彻底する必要を認めないのである。

註五六、Baehr, a. a. O. S. 57

註五七、Kriegsmann, a. a. O. S. 210.

註五八、Ellger, a. a. O. S. 70.

註五九、官司業ニ係ル製作品及ヒ農作物ハ材料及ヒ工錢ヲ以テ其原價トシ左ノ標準ニ依リ賣却價額ヲ算定ス可シ
一、監獄需用ノ物品ハ原價但シ漸次收獲スル農作物に付ては市價ヲ參酌ス可シ

二、他ニ賣却スベキ物品ハ市價

條繕品ニ付テハ前項ノ例ニ準シ修繕價額ヲ算定ス可シ

(ロ) 場所的關係

大刑務所の設立は受刑者の集中を來すのであるから、其の國の情況により工業國には諸所に大刑務所を設立するも敢て不都合を來さないのである。此の意味に於て英國及び北米合衆國に大刑務所が率先して設立されたことに理由の存す

ることを認め得るのであるが、我が國始め埃太利伊太利の如き工業都市の僅少なる國に於ては、受刑者の釋放後に於ける就職の關係に於て機械工業本位の大刑務所が不都合なるが如く考へらるるのである。

さり乍ら如斯國に於ては既に移送機關の發達し地方的環境の均一しつゝある今日、數地方に共通なる事業を選択して之を課するに於ては毫も大刑務所が場所的關係より受くる缺點を顧慮する必要を認めないのである。例へば九州一圓機織業の盛んなるが如く又北海道一帯に耕耘の盛んなるが如く其の地方的に共通なる事業を選択するに於ては、前述せるが如く社會團體に融合する可能性を與ふる點に於て反て有益なることを否定することは出来ない。彼の埃太利伊太利、ブラジルが農園中間刑務所 (Landwirtschaftliche Zwischenanstalt) を中間刑務所の本則とせるのも亦其の國の主たる共通的の刑務所作業が農業なるがためと見るも敢て過言ではないと思ふ。蓋し最近二十年來只建造物の組織にのみ留意し、ペンシルバニア制を墨守し、今日之に一六五〇人の受刑者を拘禁せるテューゲル (Tugel) の大刑務所に比し、上述の如く共通作業を主臺として組織する地方大刑務所は必ずや有意義なる施政を行ひ得ることと思ふ。

註六〇、Langen, Der progressive Grundvollzug S. 165 ff. Kurt Engel, Der progressive Strafvollzug S. 90.

註六一、Haas Hyam, Berliner Gefangnisse S. 15.

(ハ) 衛生上の不行届

ハイアンはテューゲル刑務所の參觀記に於て、多人数なるが爲めに受くる拘禁者の醫務上の不利益を攻撃して居る。而も此の醫務上の不行届は、同氏が述ふる如く、同刑務所が一六五〇人の拘禁者に對して僅かに正副二名の醫師を置けるに起因するものであつて、テューゲルのみならずその他の大刑務所に於ても官廳が必要なる人員の役員を置かざるときは何れも此の批難は免れないのである、即ち如斯は刑務所の擴張の爲めに起る不行届に非ずして施政の宜敷からざるに起因する缺點に他ならないのである。

尙多數集まるところには必ず起る問題として換氣採光等の不完全になり易き缺點が生じ、且大工場に於ては之等より疾病の起り易き缺點を生むのである。之に對しては各國一様に建築上の研究に没頭しつゝあるのであつて、敢て避け難き缺點と見ることは出来ない。私は右構造上の改良の他に更に刑罰の本質を害せざる程度に於て昨年十一月の本誌上に於て主張せる如き適時郊外散步を許し、又は休暇を與ふるの制度を採用し精神上之が緩和を計るべきことを要望するものである。蓋し從來の刑罰執行は人間の生來的取得たる總ての自由をも剝奪せんとするの誤謬を敢てし乍ら僅に消極的保健方法を講じて居たのである。私は如斯數理に反する處遇を廢し、極めて自然に總ての衛生方法を盡すときは、大刑務所の設立に伴つて衛生上の弊害生ずべしとの説は杞憂に過ぎざるべきことを確信するものである。

註六二・Hans Hayan, a. a. O. S. 17 ff.

註六三・E. Friedrich, a. a. O. S. 543: Für Einzelzellen wird in der Regel ein Luftraum von 33 cbm und für die Fenster eine Lichtfläche von 1 qm als Mindestmass angenommen. Bei Gemeinschaftszellen, die bei Tag und Nacht benutzt werden, soll auf jede darin untergebrachte Person 16 cbm Luftraum entfallen, in gemeinschaftlichen Schlafstätten nicht weniger als 10 cbm und in gemeinschaftlichen Arbeitsräumen nicht weniger als 8 cbm.

其他前述せるクリーグスマンが指示せる缺點の如きに至りては、要するに當該刑務所職員の人選によつて之を救済することを得るのである。刑務所の首長が部下を信用し、部下は其の長上を信憑し、互に隔意なきに至りたる時其處には即ち公正なる判断が行はれ誤られざる視察が行はれるのである、而して此の人選宜敷からざるときは例令小刑務所と雖少や疑惑が生じ不正がはびこり行刑は竟に失敗に了はらなければならぬ。

私は昨年彼のフロイデンタール教授が獨逸の今日に至りたる原因を指摘して誠意なき國民の信憑せざる政治の結果であると主張したる小冊子を読んだとき、大刑務所の行刑は必ず之に當る首長が部下に信憑を拍する施政をなすにより之等の缺點を除去し得ることに堅い信念を抱いたのである。

(10) 結 論

以上の諸點より私は明にクリーグスマンの五百人乃至七百人の刑務所論を排斥し、少くとも千人以上の大刑務所を主張するものである。

何となれば私が屢々述べたるが如く、今日の刑罰の執行は社會思潮に伴ふべきものである。言葉を換ふれば刑罰の執行機關は犯罪に對する社會的反動を行ふところとして社會の其の時代の觀念を代表すべき所である。

故に昔の如く刑罰の執行が收禁と痛苦を與ふることをのみを目的とするならば、最も完全なる戒護拘禁方法として刑務所の建物等を以て其の範圍を定むる方針としなければならぬ。而して今日の如く犯罪に對する社會防衛として或は釋放後の就業に對する適合性或は社會團體生活に對する融合性等の分化的研究が發達せる時代に於ては、刑罰執行の舞臺は之を社會其のものに做はねばならぬ。

更に國家は經濟上の方面に於て其施設に關する費用は成るべく少からしむべき理想を有するものである。さり乍ら受刑者の改善に要する經費を節約して其歳出を減少せんとせる方策に出でんか、其の消極的利益は結局累犯防止不可能による將來の誘因となる禍根を残すに至るのである。されば國家は一面に於て受刑者の社會團體との融合性を作り、他面に於て此の不祥なる歳出を減少せしむるの政策を選ばねばならないのである。而して之が最も適切なる制度として推賞すべきものは即ち社會そのものに做える大刑務所制度の採用である。

最後に吾々が特に留意しなければならないのは刑罰の執行統一である。吾が現行刑法は少くとも刑は各受刑者が公平に受くべきことを豫定して居るに拘はらず、其の執行方面に於ては決して各受刑者一様に刑を受けつゝありと謂ふこと

は出来ないのである。而して其の原因たるや決して二三に止まらないのであるが、少くとも大阪や東京にある大務所と其の他の地方に於ける五百乃至七百人を收容する刑務所との間には、或は設備の不完の點に於て或は榮養の充實の點に於て、多少の差異を生ずることは之を認めなければならぬのである。

如設備の大小によつて刑罰執行の不統一を來さんか之現行刑法の立法の趣旨を貶謫する一問題と謂はなければならぬ。

曩に述べたるが如く近時諸國が刑罰の累進的執行制度を採用するに至つた所以のものも、窮極すれば如何にすれば刑罰の執行は公平に行はれ得るやの結果に他ならないのである、而して累進處遇が比較的公平なると同じく刑務所を或る程度迄集中し、各受刑者を同一狀況の下に置くことも亦執行の統一上必要なること毫も疑を入れないのである。

要するに累進的刑罰執行は社會の階級を土臺とし、大刑務所は社會其のものを模倣せる點に於て相關聯するものである。前者が今日の刑罰執行の善なる方法として採用さるる以上、後者も亦見逃すべからざる問題である。而して其の收容人員の最高限度は其の時代に於て最も適當と認められたる通説に従ふべく、從來の諸學者の謂へる如く豫め定むることとは之を避けなければならない。

私は此の稿を終るに當り敢て再び謂はん、刑罰執行は時代思潮に伴ふべきものである、自由刑の執行が受刑者の改善を要素とする以上最もよく社會に伍し得る爲めに刑務所を一の社會組織として發達せしむることを忘れてはならないのである。(完)

フエリの「豫防と抑壓」論

(承前)

本會囑託 垂 水 克 己

(二) 二代刑手段の一斑(續き)

第二 政治的秩序

政治的陰謀、大逆、謀反、兇徒囂聚、内亂等は公衆の自由を尊重する國民政府によつて豫防せられることが出来、出版罪は言論思想の完全なる自由に依つて大いに豫防せられることが出来る。國民一般をして法律を尊敬遵守せしむるには警察や監獄に依るよりも社會の上に立つ者及び官憲が自ら個人及社會の權利を尊重し法を犯す者には上下敵味方の差別なく法を厳正に執行することの模範を示すに若くはない。然らずして選舉違反其他の犯罪に對する刑罰法規を設けたとて何の役に立たうぞ？總體的に政治犯を豫防するには刑法に依らずして須く政治及議會の改革を行ふべきである、議會をして眞に國民の代表たらしめ具體的問題に就て直接に國民をして政治に干與せしめねばならぬ。一地方に特有なる流行性政治犯に就ては氣候人種傳統習慣利害の特殊なる事を考へ、徒らに全國的に政治を統一せんとすることを廢め、各地方に應じた或程度の聯邦主義的政治を行ひ以て大いに之を豫防せねばならぬ。

第三 科學的秩序

文明の進歩が幾多の科學を應用する犯罪の新手段を生んだとするならば一層有效なる犯罪豫防の科學的手段が早晚實現されなければならぬのは當然である。マルシュ裝置に依つて容易しく砒素毒殺なることが看破せらるゝやうになつて

からは砒素毒殺の減少したること既に學者の指摘した如くであり、女子の醫術的手段は能く子孫の繁榮に背く犯罪の機會を防ぐ。汽船は中世の如き海賊を防ぎ現金取引に代る小切手の使用は暴力に依らずして窃盜を防いだ。其他最近に於ける犯罪豫防の爲めの機械の發明は枚舉に遑がない。

第四 民事的及行政的秩序

賢明なる遺言法は相續慾より起る殺人を防ぐ。子女の婚姻に對する兩親の同意權を適切に規定し、又婚約を履行せしめ且棄てられたる女の生みたる子を養育せしめる様に強制する法律を設けるならば妻妾嬰兒殺墮胎及び女の遺棄に原因する脅迫殺等をも有効に豫防出来る。ベンザム曰く「法律を以て善妾を許し且之を調節するは法律が之を認めずして而も防ぐことを得ざるに比し其弊や少し」と。民事裁判を容易にし其費用を軽減し、從つて慎重なる保證の下に治安判事制度をもつと發達させるならば公安、身體、財産に對する犯罪を防ぐことが出来るであらう。貧民の爲めの辯護士は利權の侵害に對する防禦を有効、容易、迅速ならしめる、犯罪の犠牲者に對する嚴密にして迅速なる損害回復の制度を設け官廳をして權利を主張することを知らざる（若くは能はざる）被害者を救済せしむることも亦一豫防策であらう。法令の簡易化は國民をして法令を知らしめ法令の不知に基く犯罪を防ぐ。捨兒收容所、孤兒院或は茲を出でたる少年者の引受所、産婦保護及び未婚妊婦に對する家庭内扶助は刑罰の防ぐ能はざる幾多の嬰兒殺、棄兒、墮胎を防ぐ、在監者の過剰を制し所謂訓戒、警察監視及住所制限の制度を廢し、又正直な労働者の屋根裏や農夫の小屋等よりも監獄の方が安易であり常食が得られると云ふ如き憫れむべき不合理な社會狀態を防止するならば、往々に不幸な人間が監獄に入つて食物衣服を得警察監視の煩累を避けんとして行ふ所の犯罪の數を減ずることが出来る。出獄者殊に少年者の爲めに免囚保護協會は或は世間の信じ過ぎる程の效力は無いにしても、それでも刑罰に代る犯罪豫防手段として有効に役立つものである、保護協會は彼等に對して斯う云ふ様な考を持つてゐる、犯罪人に比して善くない無職労働者よりも 放免せら

たる犯罪人を保護する方が良いと。尙ほ從來是等の協會は性來犯人と激情又は機會的犯人とを區別せず其愚慮を總ての免囚に（匡正不能者にも）一様に施し、而も警察か又は非豫防的な形式主義かを用ひて來た、是れ廣大無邊の博愛の幾多の宣明や其他の證據があるにも拘はらず、直接慈善（間接慈善に比し效果少し）の形式の下に組織された是等の保護協會が孰れの國に於ても繁榮せざる所以である。保護協會が最も榮えてゐる英國でさへ其防止せんとする罪惡の前には協會の作用は實に微々たるものに過ぎぬ。

第五 宗教的秩序

史實と犯罪心理學とに従へば、腐敗せる宗教は犯罪を醸成する（古代及中世の羅馬現代 露國米國の宗派の如し）僧侶の妻帯は多くの嬰兒殺墮胎姦通脅迫を防ぐ。

第六 家族的秩序

離婚は多くの重婚姦通殺を防ぐ。婚姻に際し宗教上の儀式を行ふ様にすれば重婚嬰兒殺、復讐として行はるゝ殺人脅迫の罪を避ける事が出来る。或種の人間に結婚を禁ずれば犯罪性の遺傳を避けられる。賣淫を許して聰明な立法の下に之を取締れば性的犯罪を防止するに與つて力あること少くないであらう。

第七 教育的秩序

純學術的教育が却つて法律の知識を廣め最早犯罪に對する直接有效的救済とはならなくなつたと人は知る事實である。場合に依つては、學校は例へば脅迫の如き或種の犯罪を訓へさへする所である。故に今や經驗と實例とによつて道德的修養を與ふることが必要になつて來た。社會の各階級は其上に立つ首長や最下級の教育者に至るまでのあらゆる教育者等によつて斯る徳育を受けねばならぬ。斯る教育は廣くあらゆる協會、官廳、新聞雜誌、教授、牧師、劇場等によつて爲されなければならぬ。殘忍な光景や賭博場を禁制して社會教育の實を擧げるのである。良き運動、公衆水浴場、

無料劇場を盛にすべしである。

第八 見捨られたる少年 (Neglected Children)

是れ亦犯罪の原因であり又種子である。現代商工業の發達は男女をして日となく夜となく勞働に従事せしめ其家庭生活を破壊し遂に無産階級の兒童をして市街の泥中に成長するの餘儀なきに至らしめ、乞丐、コソコソ泥棒、破廉恥罪等を犯さしむるに至るのである。故に彼等を處罰するのは明かに不合理である。然し又一面に於て、少年の道德的従つて法律的责任無能力は其自由意思及責任能力が年と共に成長するに反比例して減退し成年に達するに及んで消滅するを通常原則とする。(世人或は犯罪には階段あり小罪を犯す少年は長すると共に漸次大罪人に成るものであるとの偏見を持つ者もあるが、事實は大いに然らず、見捨られたる少年は小さな犯罪から遣り始めるが大罪人に進む者は稀であつて、依然犯罪界の小虫に止まり、其犯罪の反覆たるや慢性的であるが害は乃ち妙い者である。が、大罪人に至つては其少年期、甚しきは幼時に於て早くも其猛烈な爆發を開始するものさへある、早熟は生來犯人の一特質だからである。)

が、他面に於て、責任の半分若くは三分の一は少年者に負はしむる必要があると看做された場合少年者は監獄に送られるが、若し彼を彼よりも悪い犯罪人と接觸せしめるならば監獄は犯罪術を覺える學校と化し、又彼を獨房に容れ若くは他の少年者と雜居せしめるならば監獄は彼の身體及道德を一層惡化する所となるのである。此點より言ふも抑壓手段たる「犯罪の學校」に代へて此早熟なる小犯罪者の各種の群れには各種の豫防方法を適用せざるべからざるは明白である。

扱て遺棄せられた幼児、捨兒と孤兒とは區別して考へなければならぬ、後者は大多數は夭折するが、前者は殆んど皆無籍無頼の徒や犯罪人に成つて終ふ、更に道德的に見捨てられた少年がある即ち幼時虐待苛責を受ける少年である、大抵は親達のヒステリーやヒステリー性癲癇の犠牲かさまなければ鬼の様な貪慾者の犠牲である。例へば英國では最近五

年間に保險金欲しさに両親が故意に之を死に致した兒童一萬九千人に達してゐる。犯罪人、大酒家、浮浪人、乞丐等の子供等は墮落の遺傳を享け「道德的に見捨られる少年」に陥り易いものである。尙此外両親が毎日鐘山や商店で働いため止むを得ず見捨られた少年の一群がある。最後に、數に於ては少いが危険の大なるものが二種ある、惡癖兒童と犯罪兒童 (Vicious Industry and delinquent industry) 是れである。

以上の中事實上の捨兒に付ては未婚女産兒問題の解決が家庭的救済や父親の證明や誘惑に對する責任の確定等の方法に依つて企てられたことがある。其他の種類の少年に付ては次の孰れの制度を採用すべきかの疑問を生ずる——少年を收容所の類 (矯正院、手藝學校、貧民學校、公立學校) に聚合するか或は實行は困難であるが、遙に健康的な方法として彼等を家庭に置くかと云ふことである。捨てられたる幼年者に對し夙に保護を加へた國は英國であるが、此保護は國家事業としてではなく寧ろ民間より進んで大規模に爲し遂げられて來た。そして是れは同國に於ける自然的及遺傳的犯罪の減少、少くとも増加の阻止を語るものである。貧民學校、手藝學校及感化學校は毎年平均約四萬八千人の少年を有し、犯罪豫防の爲めに組織せられた慈善協會は殆んど毎年十九萬の少年を收容してゐる。此外私的の事業としては就中下クター・ベルナルド (Dr. Barnardo) が一八六六年より倫敦市中の浮浪少年の救済に身を委ねてゐる事である、彼は浮浪少年達を養育し教育を授けた後之を殖民地殊に加奈院に送り彼地で彼等を勞働者に仕立てた、彼は毎年平均八千名の少年を世話し既に十萬人以上の少年に職業を與へた。彼に依れば此中八割五分は大酒家の子供であると謂ふ。米國に於てはエルミラ感化院 (Elmira Reformatory) がある、犯罪及惡癖の少年に刑事人類學を應用し心理學精神療法及訓練に依る療法の助を藉り學理的に少年を選善し不定期間内彼等を隔離する。此方針は其後米國諸州の立法に採用せらるゝに至つた。チユートン系諸國に於ては捨兒は正直な百姓の家族に託される、少年の酷使さへ避けることが出来るならば、此家庭制

度は確かに長所を持つてゐる。

遮莫、見捨られたる少年に對する觀面の救済方法は酒精問題と同じくたゞ社會改造あるのみである、即一方に國民の生活を向上せしめ家庭生活を可能且愉快ならしめ一方に學校を單なる形式的の智識教習所とせずして身體及精神を修養し眞の社會的作用を行ふの場所となさしむべきである。又不徳の出版物を嚴禁せねばならぬ。裁判所も高級の人々や少年等に對しては不徳の光景を示すことをやめねばならぬ、犯罪の公開は犯罪の正確な手段を教ふるものである。(未完)

遺棄せられたる少年の矯正に就いて(承前)

判事 藤井 五一郎 譯

五

保護官としての少年保護司の職務は將來は次の如き方法に於て宜しく改良せらるべきである。

- (一)極めて危険なる環境に生活する一定の少年は其墮落する以前に於て後見監督官廳の決議に従つて保護司の保護の下に置くこと。
- (二)少年犯罪人は裁判されたる一定の刑罰それが禁錮刑であると又其他の自由刑であるとに拘はらず保護司の監督の下に執行せらるゝこと。
- (三)彼が保護司から一つの物質的損害賠償を爲す様に要求せられ、もしも之を履行しないときには其代りとして補充的に刑罰が一つ追加せらるゝこと。
- (四)彼等はその刑の執行を終り又は感化院から釋放せられたる後にも一定の期間尙ほ保護司の監視の下に置かるゝこと。
- (五)斯る監視は其後に尙ほも不良なる環境に在る場合新なる犯罪の發生することのない爲めに官廳の決議に依つて更新せらるゝこと。

家庭的の異常なる生活條件の下に苦み、又は強度の病的特徴を有する多くの少年犯罪人は、少年保護司側の單なる監視では不充分である。茲に於て監護教育院の問題、即ち他人の家庭又は例へば *Stevensdorf* (*Mork Brandenburg*) に在る

模範監護殖民地の如き二つの制度の合體せる機關に收容するといふ問題が生ずるのである。其最も重大なるものは疑ひもなく或種の異常なる性格に憂はされて居る生徒を百人以上も收容して居る大きな收容所に於ける教官の任務である。

斯る教育院の指導には大なる苦難を伴ふけれども、教官が段々と團體精神の正しき靈感及自治の適當なる組織を以て生徒に對する反對教育を計畫することが出来るならば教官に取つて更に新なる教育上の或効果を收め得る機會が發生するのである。余は附録として本書に *Zehlendorf* に在る *pastorplatz* の指導の下に在る大きな矯正院で社會教育學に基き斯る方法を實行して居る同氏の報告書を附加して置いた。有名な *Dr. Zimmer* 教授は強制教育制度の破壊といふ論文(一九一〇、八月二十八日)に於て、所謂矯正院に於ける自治の教訓的効用を次の如き例を以て説明して居る。即ち余は開放せられて澤山の生徒の働いて居る大きな庭園を通過した、澤山の葎が實つて居た、生徒の一人もそれを偷み食ひする者はなかつた、それは先生が見張人として其處に立つて居るからでなく、兒童が自から品行を慎むで居るに因るのである」と。

既に *Widern* 氏は竊盜犯人收容所に於ける訓練に付いて、教化し難い幼年に對しては——其最も悪い實例として——專制的の監督と束縛的の嚴格とは極めて悪影響を及ぼすものであるとの信念を以て其指導を行つて居る。彼はは次の如き言葉によつて自由の大なる餘地が必要なることを述べて居る。——其所説は心理學上果して正鵠を得て居るか否やに付きては未だ感化院の指導に干與する人々の賛成を得るには足らないけれども。——今日まで收容せられたる多くの者は、普通の兒童に於けるよりも早くから其境遇の爲めに獨立心を持つて居る、收容生の内で三十人以上は收容する以前に獨立の生計を営まなければならなかつた、二三人は既に自から家を借りて住んで居た、それが爲めに彼等の常識は其根本を矯正する爲めには規則に依つて破壊することは出来なくて正しき土地に移植せらるべきである。斯くするに當つては非常に我儘な荒々しい自由の衝動が澤山生ずる此衝動は兒童をして遠くまで所々を徘徊させる、若しも此衝動

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

が拘禁の訓練の下に在るならば、又恰も信用されない様に不安な狭量な規則正しい監視の下にあるならば、此衝動は其束縛より免れむと努める。斯かることを考慮して如斯ことのない、他に適當なる方法が講せられねばならむ、従來の境遇に於て得られたる實際的熱練の自信と試験及鑑定に提示せられたる家庭、地方官廳、工場に於ける事務的才悍とは少年をして信用は亂用せられないといふ信頼に結び付けたのである。であるから既に實驗せられ又は隠れて居る才能が或る程度の一般的家庭の規則は存するけれども而かも活動なし得る餘地の存する様な地位に少年を就かしむるときは其結果として自から好むで本收容所に止まり改善せられて吾々の樂の種になるに至る」と。

Widern 氏は極めて用心深い監督をした、而しながら彼は其監視といふことは生徒と指導者との愛に満ち満ちた親交が最も下等な仕事に至るまでも永久に共に協存するに在ると解して居た。手に答を持つ教訓上の監督は全然認めなかつた。吾人は世間並の監督者も答も認めない、監督するには答も又答の如き物も少しも必要でない。此處に謂ふ監督とは寧ろ吾々の大切な生徒と其生活を共にすることに基いた向上的の監督、及生徒の情操に新しい、純な、神聖な、貞節な光明と生活を余の謂ふ無意識の裡に吹き込まむとする救済的愛とを謂ふのであると云つて居る。

答の廢止といふことは、刑罰の放棄を決して意味するものではない。Widern 氏はそれに付いて次の如く云つて居る。重大な場合並に大なる過を犯したる場合には、——普通の場合にはしないけれども、——余は特に沈黙を伴ふ監督方法を用ゐる。それは効果の多いものである。沈黙を命ぜられたる者は、吾々即ち監視者と語る以外は何人とも會談するを得ない。仕事をする時でも、休息の時でも補助者又は信用ある少年の監督の下に在つて、沈黙を守らなければならないから彼は其仲間離をして居る様である。輕卒な違反者並に吾々に對して窃かに諷諭的な友情を示す風をして人を誘惑せんとする様な者即ち自己の正義といふことを失ふて居る者に對しては此沈黙に依つて彼等が必要なる自省に導くのである。

Widern 氏が監視交替の利益に付いて述べて居ることは特に興味がある。何んとなれば其の謂ふ所に依ると新教的精神の強い方面、即ち總べての制度に生ずる種々の弊害に對する意識的の反作用が特別に表はれて居るからである。Widern 氏は自分の收容所は取り分け、一定の型に嵌まるといふことを以て、元氣な信仰力を如何なる點に於ても犠牲とすることのない様に組織して居ると云つて居る。故に監視者の部屬を新に革新するといふことは重要な意義があるが只それが爲めに日々の課業に反作用として次の如き缺點が起るかも知れない。即ち救助者及其他の人々が去ると共に獲得せる經驗知識及忍耐の總計即ち努力と犠牲を拂つて得たる各生徒の生活狀況の發達、其両親及親族の狀況等に關する徹底せる知識家制の支持點明知と熟練を以て眞實と虚偽との錯雜混亂せるを洞察するの眼識力、改善せられたる者に對する信用保持及び不良なる者に對する警戒の程度が、不明となつて仕舞ふかも知れない。而しながら、余は、如斯損失があつても尙ほ利益だと思つて居る。余は信頼するに足る人々の協力を多年希望こそすれそれを輕視するものではない。其利益の存するところは、才能を如斯にして轉換せしむることに依つて一つの新鮮な氣分一つの新たな協力の盛んな時期が再び歸つて来る。そこで物事に就て必要となつて來る革新といふことが新鮮なる力に依つて調節せられる。故意に衰微するに委ねてあつた多くの制度が新に復活するといふ點、影響するところの大である人格といふものを損ふことなくして、多くの缺陷が除去せられるといふ點、沈滞せる統一精神に對して新なる共同生活と協力といふ構造を完全に形成し得るといふ點に存するのである。

Widern 氏は更に進むで新なる要求を生ぜしめる爲め、又は、物事を死した活氣のない機械的な規則づくめの事として存續せしめない爲めに、従來からある組織例へば平和少年及平和少女の組織——其生徒等の平和及秩序を維持する爲めの名譽職——を時々停止することがあつた。

制度といふものは缺くべからざるものである、而しながら有ゆる制度は其最も大なるものに至るまで固定的な單なる遺棄せられたる少年の矯正に就いて

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

傳統的な、機械的な衝動の發生するの危険を避くる爲めの反對作用として Vidua 氏が上に述べて其制度に注入して居る人格主義に因る絶へざる精神的新鮮味を必要とするのである。

元氣に充ちた人格主義の人は文化といふことに付いて制度といふものの價値を輕視する、何んとなれば文化事業は各人の個性にのみ信頼して支障のない程に實際元氣ある創造的人格者の數は多くないものであることに思ひ至らないからである。之に反して制度を重んずる人々は制度は個性を除去して精神の代りに機械を置かむとする誤に陥ることが屢々あるのを動やもすると忘れるのである。

六

次に吾々は、簡單に實際上に得た二、三の經驗を述べて見よう。此のことは遺棄せられたる少年に付いて特に注意すべきことである。

其過去の生活、其現在の生活狀態及本來の道德的性質の爲めに、抑壓せられて陰鬱になれる人々に取つての重要な教育的救助方法には快樂が必要である。「人を放蕩にさせるのは快樂がさせるのではなくて不愉快がさせるのである」と *Wesley* は云つて居る。少年といふ者は働き、服従し、自制する丈でなく、其心を引き付ける或物を持たなければならぬ、故に其精神の修養には所謂娛樂といふことが必要である。少年をして其義務を履行せしむるに従ひて其本性に適合する嗜好を追はしめなくてはいけない。そうして其少年の特有なる才能を發達せしめ其才能を多くの痴行、即ち暗い衝動より分離させ得るのである。熱誠の籠つた活動精神を吸収することは教育の秘訣であると *Taggart* 氏は夙に云つて居る。樹の樹が其若葉が萌出すると初めて古い葉が落ちるが如くに、強い而かも活氣のある性質の人でも其精神に新なる嗜好ミ積極的情操が生じて初めて其悪い慣習が消えるのである。例の音楽が有名な *Tea-pa* は精神修養は高尚なる衝動の建設を以て始めるべきにあらずして、悪い衝動の除去を以て始めるべきである。雜草が一度凋落し又は刈

り取られるときは自から其處に花床が出来るものであると述べて居るが、それは根本的に誤つて居る。悪い衝動を直接に除去することは教育學上全然不可能なる仕事の一つである。寧ろ悪い衝動は現存して居る積極的の力に十分なる活動の機會を與へて之れに依つて打破せねばならないのである。然らざるときは、其悪い衝動は善良なる方面の能力が活動せないが爲めに屢々其勢を強めるのである。

快樂及其他の愉快な仕事に依つて悪性を矯正する方法としては就中、遊戲、演劇、音楽、聲樂がある。英國の慈善家 *Barrow* 氏は嘗つて次の如き經驗があると云つて居る。私が受持つた最も粗野な連中の一人の若者、彼は常に惡事のみを爲し、彼を如何うにかして撲たむとする先生と争ふことを名譽と心得て居たところの彼は、音楽の悪性矯正に對する威力のあることを示す好い事例として今日に至るも忘れられないのである。彼は鋭敏なる聽覺の持主であることを皆の者が發見した、そこで遂に彼を樂隊の鼓手に任命した此瞬間から彼の悪い精神は除去せられ恰も、昔音楽で惡魔を追拂つた如くに、先づ鼓をうまく打ち、次いで狩笛を學ぶことが彼の生活の第一義となつた、それが爲めに從來彼には全く縁の無つた自制心が發生するに至つた、従つて其行爲は全く一變した、彼は從順に正確に其與へられたる座席に着いた。彼は遂に故郷で靴屋の年期小僧となつた。其傍ら狩笛の大家となり尙ほ色々の音楽に通ずる人となつた。彼は今や或る中位の伯爵領の音楽隊の指導者であると共に樂器の調整を爲し又作曲をも爲す人となつた。最近聞くと、ここに依れば其樂隊は村の教會附の樂隊となり嘗ては生徒たりし彼は今や首唱者指揮者であるとのことである。彼は最近私を訪問した。彼は立派な堂々たる紳士ミなつて居た。結婚して二人の子供の父となり音楽を其生命ミして居るのである。彼は私に向つて「惡戯小僧として先生に悪い事ばかり致しました、而し樂隊が私を救ひましたと言つた。

Barrow 氏は次の如く矯正院に於ける音楽の特別な價値を辯護して居る。吾人は何故に音楽を奏するか、第一は、教育の手段としてである。音楽は精神の發育せない或は發育の不充分な少年に對し其心身の糧となる。音楽は理性、向

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

上心純なる感情の門を開く、音楽は光輝、美の閃光を其生活に注入する丈でなく、又少年の心に其の思想感情の水平線を高めるものである。第二は、體育の場合に、補助方法として非常なる價值がある。音楽は、訓練を容易にする、吾人は通常の方法では何等の効果を認めることの出来ない不躰にして粗忽なる少年等を音楽に依つて有効に教育した経験を常に持つて居る。音楽は少年等の荒める精神の絃を鳴らし、そして化學的溶解の如く少年の全精神生活を中心に結晶し始める。第三には、吾人は音楽をそれに伴ふ快樂の爲めに奏する。少年等の生活は、常に曇れる空の下に在つて寂寥で陰鬱である。其處に音楽は太陽と風の使として來り、又花園と晴快の使として來る。少年等は其自然の快活性を發揮し若か氣と小供らしさを回復する。第四には、吾人は音楽を宗教の召使として尊ぶ。讚美歌の旋律は聖歌を伴ひ聖歌は少年をして天國を忍ばしめる。少年の禮拜は合唱することに存する少年の歌ひ聲を聞く人は歌ふ少年少女等は其心の裡に神天國に付いて深刻なる印象を受け入れることを疑はない。第五には、音楽なくしては吾人は生活し得ないから音楽を奏する。兒童は歌ふことを欲する、只如何にして如何なるものを彼等に歌はせるかが問題である。純な可愛らしい、高尚な歌詞のある良い音楽を學びそして少年等の爲めに其心身は計り難い、尊い遺産を残させるがよい。(未完)

監獄教育論 (承前)

輔成會囑託
辯護士 大澤 眞 吉

本論文は前號に刑務所教育論と改題せし處右は著者の承諾なき行爲なることを發見したり著者より本論文は刑務所官制發布以前に脱稿せしものにして末尾に大正十一年八月十七湯嶺中西旅館に於て關筆とあり改題するときは種々の不都合を生ずとの抗議あり依て更に命題を復舊したる次第なり讀者の諒意を乞ふ

第一項 示範及び訓諭

示範とは教師自から模範を示し生徒をして之れに模倣せしむるを云ふ。

示範には意識的のものあり、又無意識的のものあり。例へば或る訓練上の規定を設けし際に教師自から模範を示すべく意識的に之を遵守するが如きは意識的のものなり、又教師の行動が一定の規矩準繩に合致し敢て紊亂せず自から生徒に模範を垂るゝが如きは無意識的のものなり。

訓諭とは生徒の實際遭遇したる道徳的事實に由り訓戒諭告するを云ふ。蓋し實際に遭遇せし事實は印象明白にして之に依り道徳的陶冶を行ふべきは多大の効果を收むることを得べければなり。

示範及び訓諭は教育上最も重要なものなりと雖も、教師其の人を得ずんば殆んど何等の効果を收むること能はず。是れ徳育は教師の人格に待たざるべからざる所以なり。之に關する大瀨文學博士の所説を援用せんに、曰く「修身の教授は單に智識に止まらず修身教育になるやうでなければならぬ、故に道徳的感情に觸れしめ生活に接近せしめることが

必要である。而して情は情により誘起せしめられ、生活は生活から發するのであるから、教授の方法よりも教師の暗示が此の點に於て一層有効である。修身科に於ては勿論他の教授に於ても、教育上價值ある爲めには教師の人格の高いと云ふことが最要條件である。曾て教授の最高の目的を道徳に置き、これが爲め倫理的統一と云ふことを主張し、一定の教科を其の統一の中心點となさうと試みた者があつたことは既に述べた。これは根本思想に於てよいのであるけれども之れを實現する方法を誤つたものである。倫理的統一は到底一教科に由る統合で求められるものではない。尤も諸教科中に自然に倫理の教へに用ふることの出来るものがあつたときは力めて之を利用しなければならぬ。統一の眞の中心は教科でなく教師の高尚な理想優秀な人格に於て求めるのが至當である。一學校に於ける教育の主義方針校風などは皆其の發動と認めて宜しい。善い教師に依り教へられる學校は全體として教育的價值を生ずるやうになる。直接倫理上の智識を傳へるに適しない教科を強いて實質上から徳性涵養の爲めにしやうとする必要はない。各教科をして其の固有の智識範圍に關せしめ、特有の價值を發揮せしめることに出で十分倫理的統一の目的を達することが出来る。教授に於て教師の優秀な人格を要することは單に知識や技能を陶冶する上から見て明瞭である。學術研究の熱心と教育の職務に對する忠實心とを有ち、又眞に生徒を愛する情のある教師は表面的教授術に於て、まだ熟してをらなくとも能く生徒の深い注意よい理會熱心な研究心を惹起する力があるから、知識や技能の傳達に就ても其の成功の最大條件を教授の精神に置かなければならぬ、而して此のことは特に徳育や美育に關する教授に就て切實に感ずることである。此の意味に於てチーゲルン教授は哲學的精神が教師に必要なことを説いてをる。

哲學的精神とは個々のものを聯關統一して益々深く其の根底に達しやうとする意氣を指すのである。此の精神があるから吾々は個々の經驗に基いて得た個々の智識だけで満足せず、これらを根據にして一層高尚な知識に達しやうと努めるのである。種々の意見の眞價を了解し、取舍選擇宜しきを得るのも亦此の精神があるからである。殊に理想を構成するに之れに依ることが最も大きい。人を導くには昔から時勢の變遷に伴ひ發生した教化の理想を判斷し、又現代の思潮を明かにして正しい人生觀や世界觀を定める必要がある。近來教授の技術に就ての注意は大いに進み、教材や方法上の研究は次第に精密になる傾きがあるけれども、之を活用する精神上の進歩が之に伴はぬから教育上の効果は甚だ少ない。

要するに教育は理論として哲學的科學に依ることが大きいと同時に、實地に行はれるものとしても亦哲學的精神より運用せられなければならぬのである。

教師の精神上の修養は即ち教授の教育的効果の根源である。誠實活潑な精神の發動は顔貌、態度、四肢の運動等の上にも現はれ、自ら其の生徒を感化せしめる力がある「生活は生活に由てのみ惹起され死は死から發す」云ふのは此のことを意味した言である」と。(大瀨博士著改訂教育學講義)

監獄に於ける教育も概ね抽象的に忠孝を説き、孝は百行の本として親に孝道を盡すべしと説き、又或は忠君愛國の思想を鼓吹せんことに努め、補公父子の誠忠を力説するも如何せん、其の之を聽く所の受刑少年中には棄兒もあり、赤貧にして冷酷なる父母に虐待せられ浮浪生活を爲して家庭の温情を知らざるものあり、又或は乞食を爲し神社佛閣の境内に露臥して巡査に逐い捲くられ國家皇室の如何を辨ぜざるもの亦之れあらん。此等の者に對する抽象的忠孝の解説は何等反應を生ずるものにあらず。今日は退職せし某典獄が教誨演述の際受刑者の一人より私は幼時親に棄てられたり親に厄介と爲らずして成長せし者なるが、子を棄てたる親に對しても孝養するの義務ありや若しありとせば如何なる理由によるものなるかとの反問を受け、某典獄は閉口して説明するこゝ能はざりしと云ふ。之れに付て監獄教育者の參考となるべき佳話あり。大正十年八月日本を出發し、約一ヶ年間歐米各國を歴游し教育状態を視察し歸朝したる長田新氏の最近歐米教育大觀と題する一文中の一節を摘示せんに

「自分は歌羅巴の殆んど總ての國々を巡らつて最後に伊太利行脚を試みんと欲し、瑞西から伊太利に入りそしてナポリへ行つた。本能的に學校を觀ることを好む自分は、此處でも幾つかの學校を觀た、其の中の一つチビタと云ふ四十歳位の未亡人が督む學校があつた。此の學校はナポリの灣頭天朝らかに波靜かなる海の中に一艘の廢船を浮べて、其の上に設けてあるのであつて、百二十三人の小供を收容して居る其の由來は斯うである。

元來伊太利は貧乏人の千澤山と言はうか、經濟的國運は良くなって貧乏人が多く、しかも氣候が良いから小供が澤山生れるのであるが、それを育てられぬから棄てることが多い、其の棄てられた小供は死ぬかと言ふと氣候が良いから存外死にせず、南瓜の種をかつたりして大體成長して行く、是れを道路兒と云ふ。さう云ふ小供がナポリの六十萬の人口中六千人位居る。しかも伊太利人は無學であるが伶俐である、民族心理學者は伊太利人は馬鹿であるが伶俐だと言つて居る、學問は無いけれども其の素質は悪くない。

チビタ女史は一人の小供を有つ、夫は既に歿したが彫刻家であつて、其の存命中は夫婦連れで小供を連れて能くヴェスヴィスの麓へ避暑などに出掛けた。そして伊太利では上流は下層社會と交際せず、下層の小供等が遊びに来ると門前より拂ふのであるが、人道的のチビタ女史はさう云ふ階級の障壁を設けることを嫌ひ、普渡垂らした農民の子供等が遊びに来るのを家に入れて、自分の小供と自由に遊ばせた、而して其の子供等の遊ぶのを見る毎に女史は私かに此等貧民の小供も素質は決して悪くない。是れを教育したならば我等上流階級の子弟より立派な國士人格者が出来るに相違ない。此等哀れな貧民中より必ず大人物が出よから何うか教育して見たいと云ふ感を深うした。

其の中女史は夫を失ひ、家庭に變化を來したので、遂に道路兒百二十三人を集め、海軍の廢艦一隻を買ふて之に收容し、而して道路に棄てられた過去の生涯の暗い兒童をして其の過去を忘れしめ、心を展開せしむるには場所を此の風光の明媚なるナポリ灣に選ぶに如かずとして、此處に學校を始めたこと云ふことである。

其の海上の學校に女史を訪れて種々話を聞き、更に教育に關する女史の主義方針はどうかと質問したところ、女史は言つた。私は一向學問はない、學者でも何でも無いことを御承知を願ふ、神の造つた儘の人間である、學問を學んだのではない、只だ人間として活きるだけの者である。そして私の個性は一つである、此の一つの個性で百五十の個性を支配することは到底出来ない、故にこちらから色々不合理の干渉はしない、何うかしてあの貴ひ一々の小供の個性をそれ／＼發揮することが出来れば是程喜ばしいことではないと思ふ。ピヤノの鍵盤はド、レ、ミ、ファ等各其の一個の音を出して居れば宜い教育もさうであらうと思ふ。故に自分の個性を以て不自然の干渉をするやうなことはしない、何うかして其の一つ／＼が活きるやうに／＼と思つて教育して居る。只だそれだけだ世には他人の仕事をして居る人が随分多いが、自分自身で自分自身の仕事が出来ずして、他人の仕事に活きると云ふことは、人生の悲慘である、故に何うかして自分で自分の生活をするやうに導いて行きたいと思ふ。何うすれば個性を本統に活し得るかに人に聞き、神に聞き、我れに聞きしてやつて居る。而して子供等を教育する自分を本統に母として呉ればならぬ。又自分も母ではないが本統に血の通つて居る母と同様に彼等に感じられなければならぬ、子供が眞に母さんと云ふ感じを持たれば本統に彼等を仕上ぐる事が出来ない、故に如何にすれば母と云ふ感じを小供に持たせる事が出来るかと朝夕考へて居る」と(中略)。

女史に向ひ更にあなたが今迄心に最も愉快を感じたことは何であるかと尋ねたところ、謙遜なる女史は暫らく沈黙したが、やがて語り出した。私は永く生活したが之れが本統に嬉れしかつた天にも昇つたやうな氣持のしたのは斯う云ふことである、或日十八歳位の生徒がやつて来て、今日は今迄蓄めて置いた貯金を皆な出して頂き度いと言つた、其の貯金は海上生活をして居る間に、一つの學習として網をあむとか漁業をやるとか云ふ作業を爲し、其の收穫を市場へ持つて行き／＼して蓄めたもので、それを今日皆な出して呉れとは何う云ふ譯かと訊くと、青年はそれには實は譯がある。私の母は停車場の近くで私を生んで夜棄て、了つたのだが、其の母は今も停車場の横町で淫賣をやつて居る、私は幸に風潮らかに波靜かなるナポリ灣頭に何の不自由もなく個性に活きて生活して精神も人格も造り得た、是れは感謝に堪へないが、只だ朝夕自分の胸に始終浮ぶことは母の身の上だ、自分の母は今以てあんなこととして居る、私の幸福と思ふと同時に、母の身の上が二六時中心に現はれて来るのを悲しむ、東より上る太陽を見ても西に入る月を見ても、始終何うかせればならぬと思ふ。若し相當に蓄つて居る貯金を提供して母が救はれることならば、私は全部

救はれることとなる。母が救はれることに依つて私は全體として救はれる。さう思ふて斯く言ふのだと言つた。併しそれが本統に實行出来るかと云ふと、青年は言つた、本統に正しいことは必ず行はれると信ずる。天地の大道は必ず行はれると確信する。それならばやつて御覽なさいと言つて貯金を出してやつた。すると彼れは取るものも取り敢へず母を訪れて行つて言うた。實は私は是迄斯々の生活をして來た其の間二六時中胸に残つて居ることは何うかして救つて上げ度いと云ふことであつた。只今貯金が之れだけ出來たから是れで物差を買ひ、アイロン臺を買つて洗濯業を始め貰ひ度いと、すると母は涙を流して私は棄てた子に救はれようとは夢にも思はなかつたと言ひ、感謝の餘り即座に足を洗つて洗濯業を始めた。私に取つては今迄の四十何年の經驗中此の棄てた子に拾はれたと云ふ事——此の母子の關係を一番に愉快に感じた」と。(雜誌太陽大正十一年八月號)

余は此の一篇を読んで涙の濺灑たるを覺へず、棄兒の孝行は偉大なる女史の精神が反映せしに外ならずして、女史の如きは眞に實踐教育の儀表と云ふべきものなり。



海外視察談 (續)

東京地方裁判所檢事正 小 原 直

婦人の勢力

今外國に於ける婦人運動の盛なことを申す。どうしても日本に於ける婦人の地位を向上してモツトしますれば、婦人の社會上及び政治上に於ける地位の高いこと、又社會上に於ける勢力、戰爭中に於きましては男子の出征中に婦人が殆ど軍需品の大部分を製造するとか、汽車や電車や白働車の運轉手等に、なるとか或部分に於ては婦人が男子に代つて其任務を盡したまふ様に非常に活動したのであります。是等の婦人の等有力な分子にせずに置くと云ふことは、果して社會上の婦人の力か其一部分を占めて居ると云ふことから、戦後に發達に奸影響を及ぼすべきものであるや否や、頗る疑問とするのであります。疑問と申すよりは結局社會に於ける發達に健全なる状態を呈することが出來ぬと思ふのであります。かましく言はれて居つた婦人參政権の問題の如きものも、

既に戦時中に於て英國を初め他の國に於て之を許すことになり、今日は婦人の選舉權が英國其他に於て完全に行はれる云ふ狀況になつて参りました。それから延いて婦人の官廳其他商店等に於ける職業の範圍も非常に廣くなつて参りましたので、各官廳に於ける婦人の事務員其他婦人の高等官を見るものが頗る多い。又會社銀行其他商店等に於ては婦人が大部分事務員其他をして活動をして居る云ふ狀況でありますので、之を日本の現状に比較すれば、實に雲泥の差を見るのであります。今日英國に於ては既に御承知の通り選舉權、被選舉權を婦人が得て、既に婦人で代議士に當選した者が二人もある。其他婦人の勢力の増大からして結局司法上にも參與權を認めると云ふやうな問題が發生致しまして、英國に於ては現に婦人が陪審員として裁判に干與して居る。獨逸に於ても最近に婦人の陪審員を採用するや否やが問題となつて居りますが、現に私が獨逸の司法大臣に會つた時に、婦人の司法權參與と云ふことに付ては獨逸に於ても目下重大なる懸案になつて居る、色々な議論があつて、自分としては婦人が陪審員になることは

獨逸の現状に於てはまだ早いと思ふけれども、併ながら獨逸の大勢から云ふと、今日婦人に陪審員の權利を與ふることは己むを得ぬことであらうと思ふ。恐くは最近に於て實に政治上に於ては參政權を得、又司法上に於ては司法權に參與する權利を得た。其他行政上に於ては未だ其地位は高くありませぬけれども、兎に角官廳等に於ては多數の婦人が高等官以下の官職に就いて、それが有要なる働きを致して居る狀況であります。殊にちよつと面白く思つたのは、佛蘭西に行つて見ますと婦人の辯護士の非常に多いこと、現に巴里の裁判所等に行きますと、非常に澤山の婦人辯護士を見る、是等を見まして日本の現時の狀況に鑑みますると、日本の婦人の地位の甚だ低くして貧弱なること、而して斯の如くして日本の社會が男子の社會には婦人が殆ど社會的に何等の勢力がないと云ふことは、果して社會の發達に好影響を及ぼすべきものなりや否やと云ふことを考へますと、頗る心元なく感ずるのであります。どうしても日本

に於ても今後婦人問題と云ふものに付ては充分なる研究をして、婦人の地位を向上させて、婦人をして尙ほ大に社會的に活動させなければならぬと云ふ感を深くしたのであります。

□

序であります。外國に於ける婦人の職業にして面白いのは英國の女巡查のことです。此女巡查を英國に於て採用したのは一九一九年から倫敦其他の大都市であります。此女巡查に關する英國政府の報告書を見ますると之を設けた理由は戦時中に於ける男子の出征に依つて、英國の警察機關の力が非常に弱くなつて來たから、之を補充するが爲めに婦人巡查を採用すると云ふ議が起つて、竟に之を決したと云ふことになつて居ります。而して此婦人巡查の任務としては、第一には婦人の囚人及び少年犯罪人の戒護に當る、今日、日本に於ては女監には女看守を置くこと

云ふ制度を設けて居りますが、未だ巡查に女を以てすると云ふ迄には發達して居らぬのであります。第二には犯罪の豫防及び警邏等に當つて、行政方面から犯罪を豫防するの

であります。即ち多くは娼賣の取締をするのであります。第三には書記として働く或は電話を掛けることなどは男よりも女が良いと云ふので書記になつて居りますが、是は巡查と云ふ名前を付けなくても、普通事務には女をして當らしめて差支ない。又電話交換には何れの國に於ても女がやつて居りますが、普通事務即ち電話交換手に女巡查を採用すると云ふ第三の理由は少しおかしき思つて居ります。而して此數が澤山ありますので、我々が倫敦の街を歩きますと、公園其他に於て女巡查が黒いヘルメット帽を被り、黒い服を着て、普通の巡查と同じやうな装をして歩くことが殊に目を惹くのであります。女巡查は倫敦ばかりでありませぬ、紐育其他の外國の大都市に於ては之を採用して居ります。亞米利加では一九一八年以來女巡查を採用し、今日現に紐育の警視廳には五十五人の女巡查が採用せられて居ります。

□

それと今一つ女の職業で目に付きましたのは英國に於ける郵便配達、是も亦戦前には男子のみが郵便配達をやつ

居つたと云ふことでありますが、戦時中より男子の出征等に依つて其数が少くなつたが爲めに、之を補充する策として婦人を採用した。殊に郵便配達には極く若い婦人がなつて居ります。是が矢張り普通の郵便配達と同じやうな帽子を被り、黒い服を着て市中を配達して居るのは一種の奇觀であります。けれども女の郵便配達夫が完全に其任務を遂行すると云ふことは日本ではちよつと考へられないことでもあります。是等も婦人の地位が高まり、其活動力が強く、又其健康が宜しいと云ふやうな色々な事情から英國等では女をして逡巡と爲し、郵便配達夫としても弊害がないのみならず、却て社會に有用に働かれると云ふ現象を呈したものであらうと思ふ。

それから戦時中には女が運転手や或は車掌をやつたと云ふことでありますが、今日は其地位は殆ど男子に恢復されて仕舞つて、運転手や車掌を見ることは稀であります。佛蘭西に行くと女が乗合自動車の運転手をして居るのを屢々見受ける。是なども私などから見ると異様の感をしたのであります。尤も自家用の自動車に婦人が運転手として働い

て居ることは珍しくないのであります。英國に於きましても、殊に米國に參りますと非常に其数が多い、米國の自動車は非常に多数でありますが、其約何割と申しませうか、女が運転をして居ると云ふ状況であります。是等も今申したやうに婦人の活動の盛なること、而して其健康の良好なること、が一つの原因になつて居らうと思ふ。斯様に自動車を運転して走り廻ることが善いか悪いかは考へるものであります。兎に角女が社會上に於て非常に活動をするに云ふ状況は日本などはまるで比較にならぬ有様であります。

□

斯様に社會に於ける婦人の地位が向上し、其活動の盛なることは感心すべきことでありますが、併し一面に於て亦弊害として婦人の横暴と云ふことが著しいのであります。所謂嬖天下と云ひますが、日本に於ては嬖天下でありませうが、外國に於ては社會が一種の嬖天下になつて居るので、殊に其状態の激しいのは、是は諸君も御存知であります。が、亞米利加に於ける婦人の社會上の勢力の強いと共に、

其横暴さ加減も我々の眼には著しく感ずるのであります。寧ろ或ものは覺感に堪えないものがある。其婦人の勢力の強い結果としては、婦人は男尊女卑でもない、女尊男卑でもないか知りませぬが、兎に角男子と同一の事は何でもやつて宜しいものである、又やり得るものであると云ふ觀念が非常に強い、其一反映としては、西洋に於ては近頃、女が酒を飲み、煙草を吸ふと云ふ風が非常に盛になつて來た。成程日本でも婦人が煙草や酒を飲むことがないでもありませんが、殊に明治以前に於ては日本の婦人は大部分煙草を吸ひ、又酒を飲む女が多かつたのであります。近頃には婦人が酒を飲み煙草を吸ふことは好い現象とは思へない、酒を飲み煙草を吸ふのは人前を憚つて、成べく手控へてやるに云ふ状況であります。是が向ふに行つて見ると頗る大袈裟である。私共が昔から聞いて居ることに、西洋に行くと婦人の前で煙草を吸ふには許しを得なければならぬ、又婦人が居る所では煙草を吸ふことが出來ないのであると云ふやうに聽かされて居つたのであります。少

し料理店に行くとか或は小さい飲食店に遣入つて見ますとか、或は汽車中で食事を致しましても、全部とは申しませぬが、餘程大なる部分に於て婦人の飲酒が行はれて居る。それも弱い酒なら別段であるが、ウヰスキーを飲み、其他ブレンダーを飲むので、酒を飲めば必ず又煙草を吸ふ、殊に所謂外交社會とか實際社會等には此風が甚しいと云ふことを聞き又見るのであります。

婦人犯罪

單に酒を飲むとか煙草を吸ふだけなら宜しいが、婦人の犯罪と云ふものも亦之を我邦に比すると其率が遙に上つて居るやうに思ひます。現に英國、米國等に於ける統計に據ると、日本

の犯罪婦人に比して割合が餘程増して居ります。英國に於ては泥酔者を罰する規定があります(警察犯處罰令と同じやうな罰金刑)さうして泥酔して往來に居るとか或は料理屋に居つて大に酔つ拂ふと、矢張りドラケンネスと云ふので罰金を取る、其数が英國に於てはなかく、多いので一九二〇年の統計を見ますと、男が四萬九千三百二十三人之に對して女が一萬二千五百人、約四分の一ばかり女が泥

醉者として罰せられて居る。是は私は餘程面白い現象と思ひます。日本でも所謂英連女が随分酒を飲み、或は藝者なども酒を飲むが、併ながら泥酔者が男子の四分の一も罰せられて居ると云ふことは一種妙な現象であります。矢張り婦人の横暴の一弊として斯かる現象が出るものではなからうかと思ふ。其他の犯罪事件と致しましても、英國の例であります。矢張り一九二〇年の統計に據りますと、起訴事件即ち陪審事件として取扱はるべき犯罪が男子が四萬六千六百八十九人、女が一萬五百六十九人罰せられて居る。それから普通の簡易手續に依つて罰せらるゝ者即ち陪審に據るべき事件でないものとして扱はれる犯罪が、男子が四十三萬六千六百十四人に對して、女が八萬五千八百三十四人罰せられて居ると云ふ状況である。

法律秩序の尊

第三に特に注意を惹きますことは、歐米諸國に於ける法律秩序の非常に尊重せらるゝと云ふ點であります。日本人としては兎角法規等に拘束せらるゝことを窮屈がる、さう云ふ放縱の念が強い結果として、法令に遵據すると云ふことを極めて

るのを二十分でも三十分でも待つて居る。斯う云ふ風は多年の訓練、共同心の養成等から來るものでありませうけれども、結局法律を貴び、秩序を尊重すると云ふ念が強ひから斯様な立派な習慣を養成して來たものではなからうかと思ふ。其他汽車や或は地下鐵道に乗る時などにも、切符賣場の混雜する時には矢張り直ぐに列を造る。或は銀行に金を取りに行く時にも大勢集つて居る所では直ぐに列を造つて前後を争はぬ。斯様な風は英國に於て最も著しいのであります。其他の諸國に行つても之に類似した整然たる秩序を示して居ります。是等の法律を貴び、秩序を重んずる點は日本人に於ては最も缺乏して居るのであります。此點は我々は後に今後考慮して公德心の養成と申しますが、社會上の秩序の維持に、最も斯様な風習を養成することが必要であらうと思ふ。

御承知の通りに米國の禁酒法の如きものも之を實施する際に於ては色々議論がありましたが、一度び實施をする

窮屈のやうに感ずるのであります。歐米等に於きましては其點は頗る異なるものがあるので、一旦法律として出た以上には之を尊重することが國民の義務であり、又尊重しなければ社會の秩序は保てないと云ふ觀念が餘程強いので、一朝法律が出ると云ふと、之に對して遵守の念が頗る強いのであります。是には色々例を挙げれば澤山ありますが、極く手近な所で申上げますと、倫敦邊りに於て最も目に付きますことは交通機關の混雜する際に其間に能く秩序が保たれて、日本の如くゴタ／＼せぬのであります。朝の出勤時間とか或は退出時間には、乗合自動車、地下鐵道或は電車等の乗客はなかく混雜しますが、此混雜の際にあつて乗客は日本のやうに押し合ひへし、合ひして我先に乗ると云ふやうな不様のやり方は殆ど見られない、殊に此風は英國に於て最も目に付くのであります。如何に混雜しても先から行つた人の順序で一列を造る、そして自動車が來れば先に來た人から順序に列を作つて乗ります。車掌があとともういかぬと云ふと、あとの人は無理をせずして止めて仕舞ふ。甚しきに至ると殆ど一丁も列を造り其順番の來

られて居ると云ふ有様であります。此米國の禁酒法に付ては色々面白い逸話もありますが、兎に角此禁酒法を施くに至つた動機としては矢張り先程申したやうに婦人の勢力が非常に力を爲して居る。婦人の禁酒運動の米國に於て盛なりしことは驚くべき程で、其力が戦時に現れて禁酒法を實施するやうになつたのであります。又最近の動機としては米國が戦争に参加した結果、小麥を以て各種の酒を造り、葡萄酒を以て葡萄酒を造ることが食糧政策上に於て非常に損害を及ぼす、酒を造るよりはパンを造らなければならぬと云ふ状況であるから、其方面の理由も一つ、それから酒を造る爲めに輸送する小麥の量が非常な量になる。是は統計も出て居りましたが、米國の鐵道が是が爲めに運轉を阻害されることは頗る大なるものである。歐洲参戰の爲めに軍隊を送り、軍需品を送る爲めに鐵道の管理をやつた、其管理をやるに當つて酒を造る爲めに小麥を送ると云ふことは、戦争中に於ては爲すべからずと云ふことが理由の一つ、其他種々の理由がありまして、結局亞米利加に於て禁酒法を實施することになつたのであります。今

日亞米利加を通つて見ると、成程禁酒法を実施せられた爲めに上戸は非常に困るのでありますけれども、併し一面に於ては何となく一種の綺麗さを感じる。何處に行つても酒を飲まない。一切の者が酒の代りに珈琲か茶を飲む。それが爲めに上間の浪費を防ぐことが出来、又健康の損せらるゝのを防ぐことが出来る。其他に最も重大なる結果としては犯罪の豫防と云ふことが非常に一つの著しい現象として現れて来た。是等に付ても色々統計が出て居りますので、禁酒前に於ける酒に基く犯罪の数が非常に多かつたのであります。禁酒後に於ては酒に基く犯罪の数が驚くべく減つて居る。道樂者の標語として飲む、打つ、買ふ、と云ふことを言ふが、犯罪の原因として酒と婦人と賭博が一大原因を成して居るのであります。此中でも特に酒が犯罪動機として重大なる働を爲して居ることは顯著なる事柄でありませぬ。此酒を禁して犯罪を豫防し得ると云ふことは、犯罪豫防の上からして非常に良い働を爲す。米國は思ひ切つて禁酒法を斷行して、其結果として犯罪豫防に一大功績を現したことは洵に感心すべき事柄であると思ふのであります。

是と同様に英國に於ても矢張り戦時に於ては酒精飲料の制限をやる法律が出て、嚴に制限をして居りましたが、今日に於ても尙ほ其制限は一部行はれて居る。酒精分の程度に關する制限及び酒の販賣時間に關する制限も二つあります。強い酒を飲むことが健康上非常に害がある、殊に戦時に於て英國軍を強くする爲めに強い酒を飲ませることは出征者にも良くないし、軍需品製造にも良くないと云ふことで、酒の酒精含有料を制限して、ウヰスキー其他の強い酒を賣らせない、ブランドー其他に於ても酒精分量を制限して弱いものはかり飲ませることにして居ります。それから又酒を賣る時間を制限して居ります。是は色々變つて居りますが、最近には午前十一時から午後二時迄でなければ賣らせぬ、それから夜は午後六時から十時迄、此以外に於て一切酒を販賣することはならぬ。それから又市中に於ての酒屋は一週間の間に酒を賣ることの出来ない日が極つて居る。斯様な事柄で自ら飲酒の或制限が行はれて居つて我々遇まに行つた者には英國に於て酒を飲むに頗る不便を

感するのであります。併ながら之有るが爲めに飲酒の習癖から起る所の色々の弊害を救ふことが出来る。殆ど酒を飲むのが僅に午前十一時から午後二時迄と、午後六時から十時迄と云ふと、其間に酒を飲むことが出来ない。酒でも煙草でも機會があれば飲めるが、機會がなければ制限が出来るもので、英國に於ける飲酒制限が諸種の方面に好結果を現して居ることは著しい。現に英國の犯罪統計年鑑に據りまして、此飲酒の制限を行つたが爲めに、英國に於ける犯罪は非常な數に於て減じて居ることを政府の統計に掲げてあります。尤も私共が時々飲食店に這入るさか、或は芝居を見に行くとか、或は珈琲店に行つて酒を飲まうと思つても、時間の制限内では酒を飲めぬと不決に感ずることもあります。斯様なことは一時の事で、其習慣が付いて來れば國民としては少しも不公平がない。但し矢張り斯様な制限がありまして裏には裏がありまして、例へば亞米利加に於きましては禁酒法が勵行せられて居つても、酒を飲む機會は幾らでも得らるゝ、現に私は一ヶ月滞在中でも酒を飲む機會は屢々得られたのであります。公然飲食店或は





特殊技能と再犯

教誨師 荀屋 哲 公

予は勿論職業教育に反対するものではない。犯罪者が種々の原因に由て犯罪する中にも手に一定の職業を持たないために、釋放されては又犯罪し又犯罪して、終に停止するところを知らないものゝあるのは事實であるが、然し改悛の第一義が技能の有無に存するが如き考を持して、一にも二にも技能の養成に努力するの外、何物をも認めないかの如き考方に對しては賛成する事が出来ないのである。故に茲に技能のあるもの必ずしも改悛せず、反つて累犯者中には特殊技能を有するものが多いといふ事實を擧げて、眞の改悛は技能のあるなしといふよりも、寧ろ精神的覺醒の強きものに存する事を認めたいのである。受刑者の中にも自分は技能がないから改心が出来ない。何か職業教育をしてもらひたいと願出づるものが多いが、無きは有るに若か

ずでもあらうけれども、或場合には技能のあるのが反つて仇となり墮落の縁となるともいひ得るやうである。全國何れの刑務所でも案外受刑者中に大工や鍛冶屋や裁縫師の比較的多い事に氣付くであらうが、予が最近の調査に依るに我大阪の如きは、初犯累犯を通じて百分の三十一人まで特殊技能を有して居るものである。これを累犯者丈に就て見れば非常に増率して百分の五十八人までは技術者である。此中には普通一人前の腕のないものも實際には多數あるに違ひはないが、兎に角相當の習熟を爲したものである。但し大阪は目下建築中である故に、大工、石工、鍛冶、木挽煉瓦工などは他の刑務所から移されないうまでも、剩員移送の場合に取残されたものが集滞して居る。故にこれらの建築用技能者の数は多少の割引をして考察するを要する。今

之を五割引きにして見ても引渡されたものゝ数は依然として他の技能者の首位に在る程、それ程多數である。その外莫大小職工あり、織物工あり、菓子職、靴工等があるが、大工、鍛冶に次で多數なるは裁縫師と料理職と理髮師と印刷工、硝子職工、自轉車職工等である。此技術の種類七十種、人員は六百六十四人である。而して更に此人員を初犯累犯に分てば二と八の比例となる。見るべし、累犯者は如何に特殊者の多き事を、これは前科受刑中習得したる者も多いのであるが、それならば猶更再犯に陥つてはならぬ筈のものである。ならぬ筈のものが實際多いといふ理由は何れに存するか、精神的覺醒が足りない故であるといふの外はない。此等の事實は獨り我大阪のみの事實ではなく全國を通じて略は同様の事實である事を信するのである。總じて特殊技能者の再犯に陥る理由を考察するに左の如きではないからうか。

- 一、習慣性犯罪者は再犯に陥るの傾向強き故に、特殊技能はありながら、職業生活力よりも習慣性再犯力の方が強いのである。
- 二、特殊のあるものは収入が多い。その爲め酒色に親み易い傾向——即ち全使ひが荒いために犯罪に陥り易い
- 三、特技のあるものは特技を頼みにして貯蓄心が薄い、

その爲め不慮の事故に遭遇したとき犯罪に陥り易い。

四、特技者には動もすれば犯罪傾向のある道楽者が多い。理髮、鍛冶、料理、硝子職の如きその著しいものである。そのため再犯に陥り易い。

五、特技者は受刑中に賞與金が多額である。精神的覺醒の伴つてない賞與金は悪用され易いから反つて犯罪に陥るものである。(これは先年坪井所長本誌に於て詳論された事がある)

特技者と再犯の關係は、此外にもあるであらうが先づ主要なるものは以上の如くである。予は重ねていふ、犯罪者を再犯に陥らしめざるために、その一段として特殊技能を授ける事は必要な事であるが、それが決して第一義ではない、若し之を以て第一義であると誤解するときは、反つて其特技の爲めに犯罪に陥るの滑稽を演ずるに至るものである事は、如上の具體的事實によりて明白である。改善要素の第一義は、精神的覺醒に存するものである。此理由に由つて吾等精神的指導の任にあるものは、一面作業能率の増進を奨励すると共に、一面今一層犯罪者の心靈の中心に突進して彼等の核心に手を觸れねばならぬ事を慄らねばならぬ。予は敢て職業教育にケチをつけるものではない。



懲罰法の改良に就て

教誨師 藤本 法林

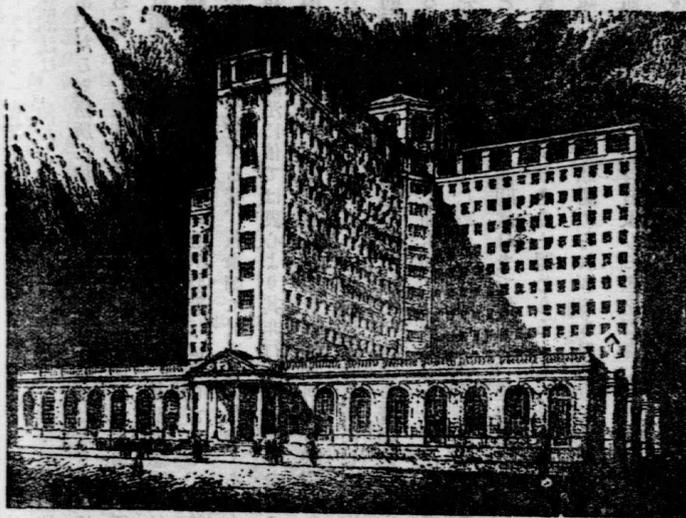
熱慮するに、行刑中に於ける犯則に對し、重輕屏棄減食
 其他の懲罰を科するは、如何にも教養主義教育主義の探ら
 ざるところにては非らざるかを切に思はずんばあらず。
 現在の懲罰法は畢竟復讐の意味を含有し、懲罰の目的、刑達
 にあるかを怪しまざるを得ざるを奈何せん。何となれば、
 現在の懲罰法が、若し其非行に對する反省を求め、之れを
 教養改善せしむるにありとすれば、現在の如き慘酷なる懲
 罰を科して身體に苦痛を與ふるは、如何にも不合理の處置
 にては非らざるか、若し之れを刑罰の威嚴に出づるものと
 すれば是又刑罰の精神に矛盾することゝはならざるが、殊
 に彼の減食罰の如き、文書圖畫閱讀禁止罰の如き、全然不
 合理の甚だしきものにして、殆んど其諒解に苦しませざるを
 得ず。何となれば、糧食は實に人體保健の生命にして、人

生唯一の貴重品なれば、他に依て輕々に之れが加減を爲す
 べき性質のものに非らず。殊に現時一層注目せられ來りた
 る衛生保健の精神にも矛盾し、且つ其手段の如何にも陋劣
 にして、昔日の監獄時代には或は相應しき懲罰手段たりし
 かも計りがたきも、現在の刑務所としては、其名稱改變し
 趣旨にも相應しからぬ手段たるを思はずんばあらず。又
 文書圖畫閱讀禁止罰の如き、一犯則行爲の爲めに教化用の
 書籍閱讀を禁ずるは、一時教化を中止するの意味か、或は
 彼等一般の最も渴望するのは閱讀書籍なるを知り、所謂復
 讐の意味の上に之れを禁じて一時困らするの意味に在る
 か、何れにしても一時教化を中止するてふ事に歸結すべし
 然らば非行反省を目的とする懲罰手段に、一時教化の中止
 法を採るは如何なる意味か、非行反省を目的とすれば寧ろ
 多く讀ましむる必要なきか、何れにしても、教化用書籍の閱
 讀を禁じて、非行の反省を求むるてふ意味全く不可能なり
 殊に衛生保健上最も大切なる運動を禁じて、犯則に對する
 懲罰の一法とするは、之れ又衛生保健の精神に矛盾し、故
 らに健康を害して非行の反省を求めんとするは、結局非行

に對する、復讐手段には非らざるか、要するに叱責以外の
 懲罰法は、殆んど行刑の精神に違背せる一種慘酷の處置に
 出でたる刑務所に相應しからぬ懲罰法にてはなきやの嫌ひ
 あり。蓋し現在の懲罰法に依て目的を達しつゝあるや否や
 は頗る疑問にして、或は犯則の非行は、其都度懲罰に依て
 賠償済みとなりたるやの心的状態には非らざるや、勿論斯
 かる傾向を生ぜざる様、教誨師に於て努力しつゝあるも、
 現在の懲罰法に依ては衷心より其非行を悔悟せしむるこゝ
 困難なるを感ぜらる。然らば叱責以外如何なる懲罰法を採
 らんとするかは、予の久しく研究思索せる所にして、抑犯
 則行爲に對して懲罰を科する以上、教化の精神を矛盾せざ
 る如何にも穩かにして而も痛切を感ぜしむる方法に出で、
 完全に其目的を達せしめざるべからず。此に於て予の愚見
 としては、懲罰を滿期當日まで保留し、其間犯行に對して
 著しく反省悔悟の狀ありと認めらるゝものは全然之れを免
 除し、反省悔悟の狀認められざるものありとすれば、滿期
 前日までに犯行の性質及び回数を審査し、刑務所長の職權
 を以て滿期の翌日より一日以上三日以内、懲罰として引續

き刑務所に留置する方法を設くるを、懲罰の最良手段に
 てはなきかを深く信ぜざるを得ず。何となれば彼等の一日
 は實に普通人の一ヶ月にも相當し、一ヶ月或は一年夫れ以
 上にも相當するの感有るを以て、若し在監中犯則を爲せば
 滿期後一日以上三日以内釋放せられざるものご知れば、犯
 則行爲の如何に恐るべきかを知り、一般が如何に之れを警
 戒し、如何に謹慎の態度に出づるかば豫想難からざる事に
 して、一面又自制自治の精神を養成するの手段ごもなり、
 之れが爲め妙からぬ戒護の手段を除き、従つて作業も能率
 を上げ、自然囚情も穩和となり、行刑の精神に順應せる刑
 務所たらしむるを得るかを信じて疑はず。
 以上は無論在監者一同に豫告し新たに確定せるものには
 其確定言渡しの際に告知し置くを要するものにて、一日以
 上三日以内の留置言渡しは、刑務所長の職權に委するの法
 刑を定むるを要す。

シカゴ市摩天監



シカゴ市摩天監 (Skyscraper Jail)

アメリカ監獄協會々長

ヘステインクス・エチ・ハート氏考案

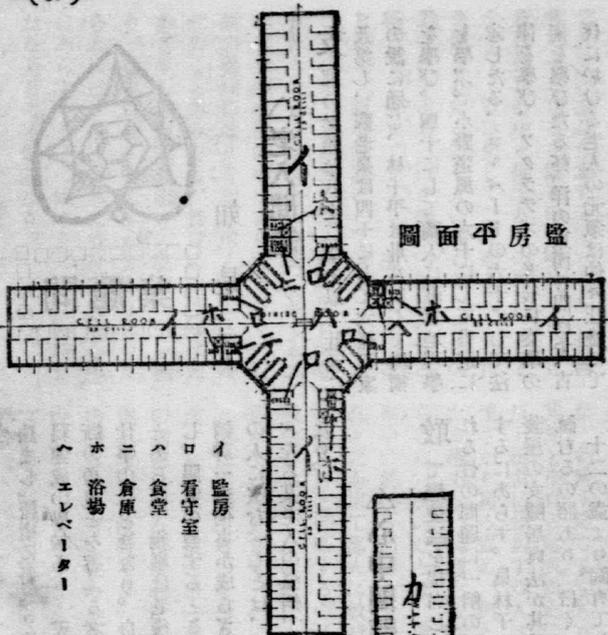
アメリカ合衆國中如何なる州の首府も尙未だ刑事被告人を拘禁して置く完全な監獄を建造するに成功したものはなかつたが、此問題の焦點がシカゴのクック監獄の調査となつて現はれるに至つて、一九二二年度アメリカン、ブリズン、アソシエーションのプレジデントなるヘステインクス・エチ・ハート氏は已にニューヨークの市立建物に成功した最も模範的な都市建築を監獄建築に新しく應用せんことを提案したのである。茲に掲げたる正面圖並に平面圖は技師のフランシス・ジョーンス氏及びマクセル・ハイド氏の設計圖から取つたものである。

現在のクックの拘留監 (County Jail) 以外に少年、婦人、狂人並に證人の爲めに別な設備を爲し、成年男子刑事被告人の爲めには人口稠密ならざる區に廣き地域を運んで中央の拘留監を設くべしとする前シ、シン監獄典獄ジョージ・ダフリッ、カーチウエー氏の説に賛してドクトル、ハート氏は經濟上の理由並に刑事裁判所と相接して拘留監を設くるの便宜からしてスカイスクレイパーを選択する外なきを提案し、終にクック郡を以て新拘留監及裁判所を建築するに至らしたものである。

圖に示す建物の四階までは刑事裁判所の用に充て、五階以上は之を監獄の用に充てる。エレベーターの備へあり。監房の收容人員は六百人にして、別に病院あり、且つ戶外運動をなさしむる爲め屋上庭園の設けあり。各房には四尺四方の外側窓ありて、建物の凡ての部分に立派に光線を受ける様に出来てゐる。

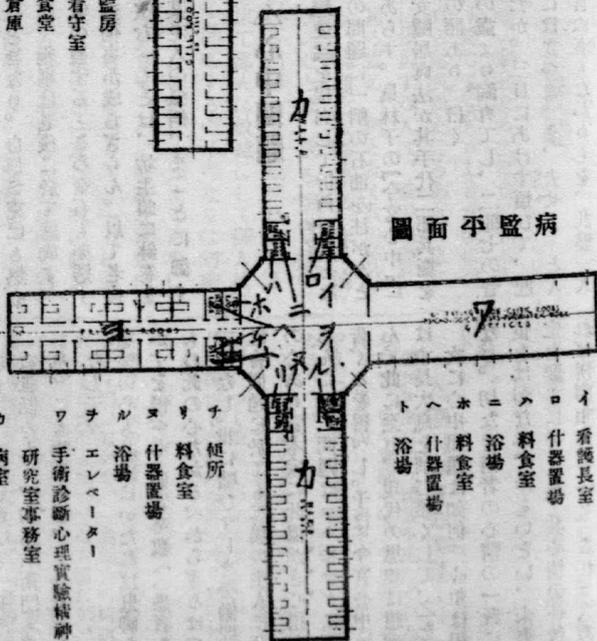
シカゴ市摩天監

監房平面圖



- イ 監房
- ロ 看守室
- ハ 食堂
- ニ 倉庫
- ホ 浴場
- ヘ エレベーター

病院平面圖



- イ 看護長室
- ロ 什器置場
- ハ 料食堂
- ニ 浴場
- ホ 料食室
- ト 浴室
- チ 便所
- リ 料食室
- ヌ 什器置場
- ル 浴場
- ワ エレベーター
- カ 特別病室
- 手術診断心理實驗精神病研究室事務室



問 題 集

如是子

△老人問題

支那の梁頤は八十二歳を以て壯元
及第し、蘇老泉は四十にして六經百家
の説に通じ、林子平は卅八にして馬術
を學び、四十にして蘭人に就き地理學
を學ぶ。小野道風の六十にして書道に
志したる、コルバードの六十にして法
律を學び、ソクラテスの老後に奏學の
術を學びたる杯、洋の東西を問はず、古
代に於ける老人の元氣は仲々旺盛にて
ありき。降て中古を過ぎ近代に及び、老
人の元氣果して如何。停年法にシヨダ
返り、耳順に達してシオル、は世間が

狭まし。醫術に若返り法あり、民間に百
科速成の學校あり。天賦の英才と、不
斷の勇氣とを蓄ふる者は、六十からが
仕事の仕どきなり。自信を克己と熱心
とあらば、物事は老後に於て達成すべ
し。陽氣の發するところ金石も亦透す
精神一到何事か成らざらん。以て老後
の人に望むべしとは、坊主頭に鉢巻を
巻たる某老人の氣焔、まことに御尤
なり。

△心中問題

敢て戀愛論を提唱して折角下火とな
れる性の問題に一斛の石油を注がんと
するにあらず。果林子の『今宮心中』に
菱屋の女隠居貞法が其手代二郎兵衛を
誡むるの語あり。曰く
十二の歳より飼育てし、二郎七の昔
忘れたか。三日にあけず煩ひて、連
も用には立つまじき、去せ〜と人
毎に言ぬ者もなかりしを、此婆一人

じやうをはり、在所へ戻さば死ぬる
は定、眞の慈愛とは此事と。十八の
春まで、呪咀よ樂よと、孤子にもせ
ぬ世話をして、四郎右衛門(貞法子
息)にも物入させ、よろ〜と人に
なし云々
慈愛の心も此處にいたれば鬼神をも動
かすを得べし、弱者を教へ、愚者を導く
もの此の心なかるべからざるは云ふま
でもなし。世に喧ひすしき労働問題や、
社會問題に於ても工場的主人に此貞法
の心あり資本家に此温かき心掛ありた
らんには、問題はコトモナダに解決を
告ぐるを得べし。予は『今宮心中』を讀
んで此に至り、現代の思想に想到し思
はず長大息を禁じ難くして、之を録す。
次に心中問題は如何。心中は相對性
なり。切なき兩者の心情の一致に依り
世をはかなみ、生をいとい、未來の安
定を願ふにありて、其心情の一致にあ
れば所謂相對性なり。されば人ありて

横合より出で、心中の双者より其刃物
を奪つて之れに切り付けたらんには、
命を投げ出せし彼等にて、一目散に
逃出すべきは明かにして、心中の絶對
性にあらざるを説き得て明かなり。只
世に無理心中と稱するものあり。……
………違ひ果して二分残る……其行
き詰まりたる罪を人に嫁して、冥途の
道連れを求め、行き掛けの駄賃なりと
稱してアタリ、チラシ、般に心中の型
を造る。誠に無謀にして意義なきは無
理心中なり。政黨内閣の總辭職は連帶
責任と云へる政治上の徳義に基くと云
へば無理心中の痕はあらざるべく、行
政の整理には其普副作用として往々殉
死のことありしも、無理心中の噂は聞
かざりし。只行き掛けの駄賃に甲を戮
り、乙を飛ばすと云ふが如きとありた
らんには、個は官界に於ける無理心中
にあらすやとは、猫イラズに身震ひし
たる某君の述懐談なり。

△都鄙問題

生存競争の劇甚なる大都會に在る人
は、何時も隙なく、忙がしきが故に、
其顔も亦自ら落付ぬところあり。之に
反し田舎に住居する人は、競争場裡に
遠ざかり居る爲め、何となく尺の伸び
たる趣あり。其顔色も隙多く、悠々迫
らざるの風ありとは、或る旅行通の
車中に於ける都鄙人士の觀察なり。さ
れど之を以て都人は敏捷にして鄙人は
遅緩なりと即断するの不可なるは勿論
敏捷なる都人は油斷なく見えて百事に
成功するが如きも、心に油斷なき人は
八面に應酬するの才ありて、一方に突
進する堅忍不拔の志に乏し。殊に眼前
の利害を見るに鋭敏なるものは深思熟
慮して事を決行するの遠識なし。人口
の疎なる地方に住める人は其心を外に
投ぜらるゝこと少なく、競争場裡に遠
ざかるが故に深謀遠慮、往々にして明

達達識の士を出す。これ當意即妙の小
策士は都會に多く偉人傑士の地方より
出する所以なりと、味ふべきは都鄙問
題なり。
○徳川家康の謙遜
徳川家康は中々禮儀を重んじた人で
あつて、曾て遷葬の時、今川義元の討
死した桶狭間にさし掛るや、狼狽した
やうに馬から下りて通つたといはれて
ゐる。
これは幼時の義元との好誼を思つて
である。また上杉景勝に途中で逢ふ時
は、いつも乗りものから下りた。それ
は父謙信との好みを思つてゐたとい
ふ。
△ミレーとベン
フランスの畫家ミレーが、死ぬまで
貧乏と闘ひながら、一意製作に精進し
たこと、誰でも知つてゐる話だが、彼
は一日、その友人に向つて『君は毎日
パンが食へるか!』と訊いた。彼の友
人は不思議さうな顔をして『無論さ』
と答へた。ミレーはこれ聞いて長太
息して叫んだ『さうか、君は幸福者だ
?』と

常識の泉

△否銃殺論

◆数日前の新聞で大阪方面を騒がした某兵士の殺人事件はいよいよ軍法會議で銃殺の刑にまわつた。而も銃殺刑は廿年振りかで行はれるものだ。と云ふ記事を見た。

◆陸軍刑法を調べて見たら軍法會議で死刑の宣告を受けた者は銃殺の刑に處すといふ規定の存する以上之までは文句を云はな

いがわざ／＼銃殺といふ特殊の方法を執らねばならぬ必要は一體何處にあるだらうか。

◆僕は此際特に次の二點を責任ある當局者に尋ねたい。
(一)今日でも銃殺刑の執行は昔の様に衆人環視の前で行ふのか
(二)刑の執行もまた昔の様に戦友をして

校にやらしてほしいと言ふ御意見を拜見した。

◆若し軍人の死刑の執行が法規上刑務所に囑託することが可能事であるとしても、私は寧ろ破刑者たる軍人の名譽のために戦友の手に依りて死に就かしむることが武士の情けであらうと確信する、切めては人らしき者の手にかゝりて死なんとは古武士の逸聞である銃殺の可否は別問題であるが軍人は軍人の手に依つて潔よき最期を遂げさせてやりたい、博士は刑務官や陸海軍の將校は俸給を買つて人殺しをするのを務とするが如き口吻を漏らされたのは私は不満である(一刑務官)

◆吉野作造君は兎に角第三「インテルナショナル」の議事録の一頁でも讀んだと見えて「否銃殺論」と銘を打つて「將校對兵卒」の思想觀念を視つた所は見上げたものだ一體將校と兵卒とを對立せしめて軍隊崩壊を企圖することは「レーニン」以來の常套手段だが、日本の軍隊ではだめだ。

◆何故なれば日本の軍隊組織に於いて將校對兵卒の關係は「マルキシズム」的の「ア

之に當らしむるのか

◆銃殺の刑を受くる者の苦痛は茲に述べない嘗て之を見たこと云ふ人の話を聞くこと上官の命令に己むを得ず戦友に筒先を向ける

兵士の苦悶が實に見るに忍びなかつたと云ふ、死刑に立合ふ檢事ですら初めの程は二三日飯も喉を通らなと云ふまして日夕輕食を共にして居た戦友でないか若し銃殺の刑が今日尙戦友に依つて執行される、ものなら之程野蠻極まる非人道的な慘酷な方法は無いと思ふ。

◆假りに所謂戦友がやるのでないとした所が軍隊内には罪人の銃殺を本務とする砲手などいふ者はない筈だからどの道普通

の兵士が之に當るであらう之亦人道上許すすべきことかどうが大なる問題であると思ふ。

◆僕一個の考へとしては死刑の必要があ

る「對プロ」にはならぬのだ、日本の軍隊は將校も兵卒も各種階級より成立して居るが概括すれば共に「プロ」の子分だ僕自身は「プロ」出身で而も今尙「プロ」の青年將校だ

が僕は大多數の「プロ」的兵士と共に國家の完全なる發達の爲め「プロ」に對し鞭撻を準備して居るのだ。
◆此頃「モスタワ」の第三「インテル」で「シノビエフ」であつたか日本の軍隊は將校の九十九パーセントが「プロ」であることな

△灰と鋸屑利用
板紙の代用品が出来る

△近頃米國に於てドクトル、クリスチヤン、シエガー氏發明の灰と鋸屑を原料とする板紙代用品の製法は實際工業上に應用されて成績良好である其製法は灰と鋸屑と他の二三種の物を一定の割合に混合機中にて充分に混ぜしめたる後加熱しつ、螺動壓機を以て三分間八百封度の壓力を加へ板紙或

らば之が執行は普通の司獄官に委して可なりと思ふ軍人の犯罪なるが故に特に殊別するの必要を全然見ない併し之には陸軍刑法の改正が先決だ僕は厚に此の改正の必要を叫ぶものだが差し詰今度の執行の如きは俸給を買つて職業として軍隊に身を託してゐる將校にやらして欲しい斷じて貰ひたい奉公之に當らしむることを避けて貰ひたい奉公の至誠に殉じて一身を犠牲にして居る兵士に此上真心の癒し慰い苦痛を迄與ふるは國民として誠に忍びざる所である。

◆僕は一つの大なる人道問題として之を輿論並びに當局の前に提出する。(吉野作造氏の東京朝日新聞編輯寄稿の中より)

△吉野博士に

◆吉野博士は人道問題として兵士の銃殺を論じ戦友に筒先を向ける兵士の苦悶を見るに忍びぬ。死刑の必要があるならば之が執行は普通の司獄官に委して可なりと思ふ軍人の犯罪なるが故に銃殺刑の必要ありとせば俸給を買つて軍隊に身を委してゐる將

は板紙製の器具に等しき形状のものにするだけのことである。其作業非常に簡單で一人で同時に二臺の螺動壓機を取扱ひ得る但し、一臺の螺動壓機は一時に六箇の板紙代用品を造る能力を有つ其形状は螺動壓機の型次第で殆ど如何やうにもなるされば大概の機具或は其部分は型に依つて造られ非常に手数が省ける。

△此板紙代用品は重量に於て板紙と殆ど同様であるが遙か丈夫で甚だ徳用なものである用途は非常に多い例へば砂糖菓子箱カレンダースタンプスフラワーボックス化粧品箱、絲巻、剃刀箱、看板、拳銃草箱、額縁及び其他種々の器具製造用に適す鐵輪を以て板紙代用品を磨けば所々に黒點を呈し恰も乾固した粉を削りたる面のやうになりいろ／＼の裝飾品製造用に適す此黒點を呈するのは鋸屑が螺動壓機の型中にて壓搾される場合外部より加へられる熱に依つて區々に焦るが爲めである。

△ドクトルシエガー氏は或方法を以て板紙代用品に着色し外見上象牙若しくはセルロイドに酷似するものを發明し其用途を一

層積めが又最近その製造家は鋸屑の代りに或他の原料を使用することを試験し非常に結果が好い此新原料は鋸屑より高價であるが併し試験の結果に據れば鋸屑を使用する場合より却つて板紙代用品が安く出来而も遙か良好であるさうだ但し未だ試験中で確なことは知らない。

△活動寫眞と教育

米國の教育家委員會がフィルム監察官に協同調査を最近に提議

△米國では數年前から活動寫眞を教育に利用してゐるが、最近に之れに關して、有名な教育家の委員會からフィルム監察官のウイナル・ヘーズ氏に對して協同調査を提議した、現在の所で活動寫眞の導くべき社會的努力にも拘はらず、娛樂以外の目的に供されるものは僅かに五パーセントに過ぎないが、近來活動寫眞業者中に此の方面に着眼するものが漸次に増加して來た。

△教育上に於ける活動寫眞の特色としては、第一に直接視覚に訴へる所から其の印象が著しく鮮明なことである、言語は觀念の象徴で、文字は言語の象徴である、従つて讀書には二重の翻譯を必要とするのであるが、活動寫眞だと現實其物の生々しさを持つてゐる、第二に數千語を費して尙ほ説明し切れないものを一瞥の下に理解せしむる利益がある顯微鏡寫眞は牛物學や化學の實際を生徒の眼前に示現せしめ、一箇月間に於ける植物の生長を五分間に見せて呉れる。

それにも拘らず、從來の教育活動寫眞が多く失敗に終つたのは、其の機能を正當に理解しなかつた爲めである、活動寫眞は教科書の代用をなすものではない、従つて或事項だけに就て利用されるべきものであるが、教師は之れに關して十分の智識を備へてゐないので、其の選擇を正しくすることが出来ない、經費の缺乏も失敗の一因である、併し此等の困難は遠からず征服せらるべく、活動寫眞が教育に於ける最も簡單で有效な手段として廣く利用される時代が早晚到來

△木綿又は毛織物に塗布する防水劑の素人製法

マルセーニ石鹼一四〇瓦と四〇%の水硝子を一〇〇リットルの水に溶解せるもの二四〇瓦との溶液を第一液として、織物の厚さに應じて、常温にて十五分間、乃至四十五震蕩装置を有する盪に入れ、次に一三%の醋酸礬土三・五一と水一〇〇リットルの溶液より成る第二液に移し、約半時間の後、先づ七〇度の水にて、次に冷水にてゆすぎ、乾燥する、この方法は毛織、木綿、絹ケリロア(洋傘)の何れにも適用される、黄麻及び大麻(車の帆、天幕)に耐水性を與へるには酸化銅アムモニア溶液で處理することゝ薦める、石鹼液は織物一平方米突に對して、脂肪石鹼三〇瓦、日本礬二五瓦、フィルムニス一瓦、カウチエーク一・五瓦を十倍のテレピン油に溶解して作る、木綿の最も

簡單な防水法は、織物の水ガラス溶液にて煮、ゆすいで乾かし、熱湯八〇リットル、

紛末明礬二五基瓦、醋酸鉛一八基瓦を混合し硫酸鉛の上澄を除去してボーメ六度に稀釋せる溶液を塗布することである、斯くして製せる防水布は雨中にあること三時間、防水せざるものに比し、三分の一の水分子を吸取るに過ぎない、近頃は醋酸礬土と礬土石鹼との處理を併用し、若くは織物を最初ボーメ六度のアンモンにて處理し、乾燥の後同度の醋酸礬土溶液にて處理し、其際に自然に生ずる雑素を利用してゐる、而して最後に之を石鹼二〇基瓦、ゴム五基瓦及び日本礬一五基瓦を水一二〇リットルに溶解せる温度に浸すのである、其他織物の氣孔を塞ぐことなしに防水するには、硫酸アムモニウムと醋酸鉛とを水に溶解せるものが使用される。

(受刑者の雨具製法に參考になりませう、いかと思つてキリマキました)

△榮 養 食

カロリーとヴ升ターミン

と消化の三點から見て

今日の榮養食と云ふものはカロリー本位でないけし又ヴ升ターミンがあるからと云つて無暗にそればかりを撰つたのもいけない更にそれがどの位消化される食物であるかと云ふ此の三ツの見方から食物の榮養價值を知つて適宜に交へることが大事なのである次に掲げるものは府下淀橋の婦女新聞で調査したこの三方面から見ると一番よい食物の番附の中から所謂暮の内に入る者だけを參考に掲げる

- ヴ升ターミンAの横綱は(十)の記號はAを含んでる數) 肝油(廿)大關バター(十)關
- 鰵卵黄(廿)小結タリム(廿) 前頭牛脂(十)
- 物(肝臟(十)腎臟(十)である以上は動物質のものだが植物質の食物では大關はホウレン草(十)關腸はチサ(十)小結黄肉甘藷(十)栗(十)稗(十)青のり(十)漆草のり(十)葱(十)等でありグイターミンBでは横綱は米胚芽(廿)大關酵母エキス(廿)關腸玄米(廿)小結大小豆(廿)前頭豆乳(廿)青のり(廿)淺草海苔(廿)卵黄

(十)肝臟(十)甘藷(十)ヴ升ターミンDでは横綱柑橘類(廿)大關洋ナシ(廿)關腸甘藍(十)小結トマト(十)前頭青菜(十)林檎(十)桃(十)梨(十)いちじ(十)櫻桃(十)等でカロリーの量で動物質の食物の玉棧は鰵鳥肉(一六六カロリ)次が鰵肉(一四六八)豚(一三八五)卵黄(一二四)牛肉(一〇四九)等で植物質の方では黒大豆(一三七八)が一番で大豆(一三三九)白米(一二七八)栗(一二六)の順である消化する蛋白質を含んでる食物の中で百匁中に消化する蛋白質を含んだ量からすると動物質の食物ではきより(三七)羊肉(二九)かつ(二二・三・八)の順で植物質の食物では黒豆(三四)白大豆(二八五)蠶豆(二四・六)油揚(二〇)等の順である



省令通牒質疑回答

省令通牒 質疑回答

●司法省令第四號(大正十二年二月二十七日) 司法大臣

大正九年三月司法省令第四號免因保護事業獎勵取扱規程中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

少年法ニ依リ少年ノ保護ニ從事スル者ハ所轄少年審判所ノ長ヲ經由シ前項ノ申請書ヲ差出スハシ

第四條乃至第七條中「典獄」ノ次ニ「又ハ少年審判所ノ長」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

大正九年三月一日司法省令第四號免因保護事業獎勵取扱規程抄錄

第二條 獎勵金ノ下付ヲ受ケントスル者ハ其ノ所在地ヲ管轄スル監獄ノ典獄ヲ經由シ毎年四月三十日マテニ申請書ヲ司法大臣ニ差出スハシ

第六條 本規程ニ依リ典獄ヲ經由スル書類ハ典獄之ヲ審査シテ意見ヲ附シ運滯ナク司法大臣ニ送達スハシ

司法省行甲第一六七號(大正十二年二月六日) 行刑局長通牒

刑務所長宛

管外ヨリ轉テ命シタル判任官 以下赴任旅費ノ件ニ付通牒

管内ニ於ケル判任官以下ノ職員ノ赴任旅費並ニ管内外出張旅費ハ特別ノ場合ヲ除クノ外費所配賦豫算内ニテ處理セラルヘキハ當然ニ有之從テ豫算處理上ノ都合ニ依リ費官限リ相當減額相成候ハ已チ得サル儀トハ被思料候得共管外ヨリ轉任ヲ命セラレタレ看守長、保健技手、判任待遇、教師、教師ニ對スル赴任旅費ニ付テハ本人ニ於テモ相當ノ失費ヲ要スル儀ニ付豫テ一般ニ減額通牒致置候定額ヲ支給スルコトニ致度右支給ノ爲貴所配賦豫算内ニテ支辨シ難キ場合ハ其事情ヲ詳悉シ差額増額方申請相成度追テ遠隔ノ土地ヨリ招致スルノ必要アルモ多額ノ施設ヲ要スル場合ハ前以テ其事情ヲ詳悉シ豫算増額方御内議相成度申添候也

省令通牒質疑回答

第四條 獎勵金ヲ下付スヘキモノト認ムルトキハ支給スヘキ金額ヲ指定シ之ヲ申請人ニ告知ス

金額ノ支給ハ所轄典獄ヲ經由シテ之ヲ爲ス

第二項ノ手續ヲ終ラサル前獎勵金ヲ下付スルニ適セサル事情アルコトヲ發見シタルトキハ第一項ノ告知ヲ取消スヘシ

第五條 獎勵金ノ下付ヲ受ケタル者ハ左ノ義務ヲ負フモノトス

一 事業ノ經營並ニ金錢ノ出納ニ付所在地ヲ管轄スル監獄ノ典獄及財團法人補成會管理者ノ指揮監督ヲ受ケルコト

二 保護事業ヲ中止若ハ廢止シ主管者又ハ會則ヲ變更シタルトキ及執務上重要ナル事故發生シタルトキハ所轄典獄ヲ經由シ速ニ其ノ旨ヲ司法大臣ニ申報スルコト

第六條 本規程ニ依リ典獄ヲ經由スル書類ハ典獄之ヲ審査シテ意見ヲ附シ運滯ナク司法大臣ニ送達スハシ

第七條 典獄ハ少クテモ毎年一回其ノ管内ニ在リテ獎勵金ノ下付ヲ受ケル者ヲ觀察

司法省行丙第一八八號(大正十二年二月五日) 行刑局長通牒

刑務所長宛

小使被服制式變更ノ件依命通牒

小使給與ノ被服ハ土地ノ狀況又ハ採用上ノ利便等ニ依リ往々制式變更方申請セラル、向有之候處今般右等事情ノ爲制式變更ヲ要スル場合ハ給仕被服制式ニ準シ別ニ認可ヲ要セス貴官限リ配賦豫算内ニテ變更差支ナキコトニ決定相成候條御了知相成度追テ本文變更ノ儀ハ理由ヲ詳記シ直ニ報告相成度申添候也

司法省行甲第二五三號(大正十二年二月廿日) 行刑局長通牒

刑務所長宛

刑ノ執行停止ニ關スル診斷書作成方ノ件通牒

明治四十五年四月監甲第四〇七號ヲ以テ刑ノ執行停止ニ關スル診斷書作成ニ當リテハ其ノ刑務所ニ在ル刑務醫官全員ノ一致シタル診斷ニ依ルヘク若シ刑務醫官一人ニ過キ

シ其ノ事業ノ管理經營ニ關スル狀況ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

司法省行甲第八五號(大正十二年一月廿五日) 行刑局長通牒

刑務所長宛

食後ノ休憩ニ關スル件

業ニ行甲第一五二七號ヲ以テ標記ノ件通牒ニ及ヒ置候處其ノ後從來ノ慣行ニ因リ或ハ作業訓練ニ熱心ノ餘又一面受刑者ニ於テモ成績ヲ觀テ等ノ爲食後直ニ任意ノ就業ヲ默認シ又ハ暗ニ之ヲ遊蕩セラル、カ如キ向有之ヤニ相見ヘ候得共單ニ右休憩時間ヲ作業時間ニ充テタリトテ強チ生産能率ヲ増進シ得ヘキニ非ルハ勿論如此ハ作業疲勞恢復ノ爲ニ一定ノ休憩時間ヲ設定シ此レニ依リテ緊張シタル作業状態ヲ維持セントスル前記緊要ノ總旨ニ反シ又一面急欲粗嚙ノ弊ヲ招ク等衛生上ニモ考慮ヲ要スルモノ有之且部分的二作業ヲ開始スルカ如キ工場ノ規律保持ノ關係ニ於テモ適當ナラサル次第ニ有之候條萬一斯カル事實有之候ハ、御改メ相成候條致度爲念及通牒候

サレ場合ハ所外醫師ノ診定ヲモ徵スヘキ旨及通牒置候處爾令病狀等ニ因リ其ノ必要ナキモノト認メタル時ハ刑務醫官一人ヲシテ診斷書ヲ作成セシムルモ差支無之候

行丙第七八號(大正十二年二月廿六日) 行刑局長 同答

高知刑務所長宛

委託品ヲ毀損シタル場合ニ於ケル處置方之件同答

一月十五日高刑第五六號ヲ以テ標記ノ件御伺出ノ趣了承ハ刑務所ニ於テ其根柢ヲ補修シ得ル場合ハ補習ニ要シタル用品代貸金等ハ評價ノ際ニ於テ缺損トシテ原簿備考欄ニ之ヲ明記スヘク刑務所ニ於テ等シキ提供品等ヲ得ルコト能ハスシテ辨償金ノ支拂ヲ要スル場合ハ其事情ヲ詳具シ豫算配賦方申請相成可然候

高刑第五六號(大正十二年一月十五日) 司法省行刑局長宛

司法省行刑局長宛

省令通達質疑回答

委託品ヲ損毀シタル場合ニ於ケル賠償方ノ件

大正十年九月六日監甲第六五五御通達ニ依レバ受買作業ニ關シ不買品ニ對シテハ相當程度ノ責任ヲ刑務所ニ於テ負擔シ可然御趣旨ニ有之委託業ニ關シテモ同一主旨ニ解可然ト存シ候處若シ委託ニ係ル洋服類ヲ刑務所ノ過失(受刑者ガアイロンヲ掛ケル場合ニ過シテ其部一ノ襦袢ナル場所ヲ燒毀シタル場合ノ如キ)ニ依リ毀損シタル場合ニ於テ賠償スルテ相當ト認ムヘキモノアル時ハ如何ナル手續ニ依リ取扱可然乎御意見拜承致候。

◎司法省告示第六號(大正十二年二月二日) 假出獄少年取締規則第二項ニ依リ左記ノ保護團體ヲ指定ス

埼玉自強會 ▲川越就實團 ▲千葉縣歸性會 ▲茨城縣聯合保護會 ▲栃木縣同上 ▲静岡縣同上 ▲群馬縣佛敎聯合會 ▲山梨縣慈善保護會 ▲北都留慈善會 ▲長野佛敎聯合會 ▲助成協會 ▲新潟縣聯合保護會 ▲奈良縣同上 ▲滋賀

縣聯合保護協會 ▲同端正會 ▲同端華會 ▲德島縣助成協會 ▲讚岐修善會 ▲高知慈善協會 ▲海南救濟會 ▲愛知自啓會 ▲三重縣保護會 ▲岐阜縣同上 ▲福井縣福田會 ▲加納慈善保護場 ▲富山養得團 ▲廣島縣聯合保護會 ▲山口縣同上 ▲岡山縣保護聯合會 ▲鳥取縣給產會 ▲和光會 ▲鳥取縣授產會 ▲愛媛縣保護會 ▲長崎縣佛敎聯合保護會 ▲佐賀縣恒産會 ▲福岡縣聯合保護會 ▲大分縣保護會 ▲肥後慈善會 ▲熊本縣自警協會 ▲鹿兒島縣保護協會 ▲日州保護會 ▲沖繩自警會 ▲宮城縣出獄保護會 ▲宮城縣佛敎洽濟會 ▲龍仁會 ▲刈田佛敎廣濟會 ▲福島縣聯合保護會 ▲山形縣免囚保護聯合會 ▲米澤商會 ▲岩手縣免囚保護聯合會 ▲秋田至仁會 ▲青森縣佛敎慈善會 ▲北海道授産場 ▲札幌大化院 ▲函館助成會 ▲網走慈善院 ▲十勝自警會 ▲釧路慈善會 ▲樺太保護會

保護團體指定ニ關スル件通達 司法省告示第六號ヲ以テ假出獄少年取締規則附則第二項ニ依リ保護團體指定相成候處聯合組織若ハ本支部ノ關係ニ在ル團體ニ就テハ其全部ヲ包括の一體ト認メ指定セラレタル義ニ付右ニ御了知相成度尙關係保護團體ヘモ其旨傳達相成度候

司法省 第三〇號(大正十二年三月六日) 行刑局 司法省行刑局長通達 刑務所長宛

呼吸保護器貸與ノ件依命通達 作業ノ種類ニ依リ就業者保健上ノ見地ヨリ呼吸保護器貸與ノ向往々有之候處實際塵埃若クハ粉末ノ飛散夥シキ等衛生上就業者ニ呼吸保護器ヲ使用セシムル必要アルモノハ別ニ認可申請ヲ要セス貴官限リ施行差支ナキコトニ決定相成候條可成經費ノ節約ヲ計リ其必要アルモノニ對シテハ之ヲ貸與セラレ候條致サレ度候 道々本件施行ノ際ハ現由ヲ付シ其ノ都度報告相成度申上候

行刑局行甲第二七九號

(大正十二年三月三日) 司法省行刑局長通達

刑務所長宛

經費調査其他提出之件 豫算調査上必要有之候條各年度四月二十日迄ニ左ノ調査御提出相成度候

叙任

左記

一、當年度經常部豫算ニ比シ翌年度ニ於テ特ニ増減ヲ要スル費目アラバ其ノ科目、見込金額及事由ヲ詳記シタル調査書 二、新ニ物品ノ購入ヲ要スルモ豫算内ニテ支辨シ難キモノナルトキハ其品目、數量見込價格及必要ナル事由ヲ詳記シタル調査書

兼任典獄補叙高等官七等命巢鴨刑務所勤務 免兼職 盛岡刑務所長 河合 晋 少年刑務所長

- 補千葉刑務所長 典 獄 莊田 經給 (福岡) 補盛岡少年刑務所長五級俸下賜典獄補齋藤 敬二 (巢鴨) 補福岡刑務所長 同 山川 一郎 (千葉) 一級俸下賜 山木 鐵吉 (熊本) 任司法屬給四級俸 看守長 飯島 藤作 (函館) 一級俸下賜 野口 謙造 (市谷) 兼任典獄補叙高等官七等命橫濱刑務所勤務 司法屬 寺澤 政郎 一級俸下賜 一級俸下賜 伊集院 爲治 (新潟) 任監獄通譯兼任典獄補命函館刑務所勤務叙高等官七等 同 仁科 正枝 一級俸下賜 一級俸下賜 松山 藤七 (新潟) 任看守長給五級俸命巢鴨刑務所勤務 同 鈴井 正親 二級俸下賜 三級俸下賜 杉野 喜祐 (大阪) 任典獄補叙高等官七等七級俸下賜命札幌刑務所勤務 同 藤井 藤藏 補廣島刑務所長一級俸下賜 立石 重司 (高松) 加藤 勝治郎 (横濱) 叙高等官三等二級俸下賜補札幌刑務所長

給月俸七十圓 死亡

看守長 大山喜藏 (新潟)

補津山支所長

同 宇津木長 (岡山)

給月俸七十圓命三池刑務所勤務

同 徳光源治 (山口)

給六級俸命高松刑務所勤務

同 樋上貳策 (松山)

命福岡刑務所勤務

同 佐竹成徳 (廣島)

命千葉刑務所勤務

同 前田政之輔 (長野)

給四級俸命三重刑務所勤務

同 高本安治郎 (松江)

補宇治山田支所長

同 伊勢谷常三郎 (青森)

給四級俸命宮崎刑務所勤務

同 堀一郎平 (大阪)

命三池刑務所勤務

同 藤井武利 (福岡)

給六級俸依願免本官

司法屬 辻 義 達

會報

茶話會

去る二月十七日の例月茶話會に榮養研究所長醫學博士佐伯矩氏の最新の榮養研究に就いての講演を快諾されてあつた處開會の定刻前突然家族病氣の故を以つて出演を辭はられた爲めに種々交渉して同所の技師川上藥學士代りて講演せらるることとなつた。其筆記は他日本誌に掲載のこととする、當日の茶話會出席者諸氏左の通り。

佐藤長治郎、鈴木亦吉、行定形治、今井決、水野彌一、大木磯太郎、春山軍治、菅谷力、溜峰次郎、高潮法雲、中村庄次、小宮祐造、多賀谷常次郎、中村利義、見川恒次、伊藤庄作、小笠原長貞、増田東城、末光榮平、榎本高義、江澤恒雄、武藤惠三郎、萩谷忠、永田清三、橋典仁、旭大藏佐

藤彌一郎、鍵山俊治、千葉貢、宮本芳之介、林淨圓、市根井常吉、藤井山口甚一、鳥村代四郎、保坂良知、原田進雄、小澤傳藏、平松季之、淺間徳三郎、扇谷與三、古矢嘉助、松本稻城、小笠原覺雄、榎本恒太郎、津久井作司、小杉茂、武笠龍太郎、前川徳太郎、和田岩雄、三上顯、小俣省一郎、池田詮季、關廣治、青柳彌録、武田慧宏、川俣親四郎、小西丑藏、伯水正英、小倉知孝、藤原教圓、渡邊直青柳道樹、安松貫、石川猪太郎、杉目美能璃、三浦甚衛、吉田吉藏、村岡喜久、大草東三郎、酒井代三郎、野尻一、加沼定吉、一條司、吉田正太郎、立川熊雄、森島徳治、藤井惠照、増田常平、仁科正次、羽柴瑪之助、鈴木清之允、杉本榮禪、友好正法、齋藤敬二、大野四郎五郎、山崎治平、大月義平二、寺崎勝治、有馬四郎助

野口謙造、芥川信、山岡萬之助、北島良吉、伊藤忠次郎。

藤井囑託の渡歐

本會囑託の東京地方裁判所判事藤井五一郎氏は今回判事を辭し、専ら刑事事業視察研究の爲めに三四年間の豫定を以つて歐洲へ遊學されることとなり去る三月五日門司解纜せらる。司法省に於ては陪審員の選定に關する實況調査を囑託され、本會に於いても彼の地戦後に於ける刑務協會の管理經營の状況並びに之れに類する各種の新施設の調査、報告(時々通信)等を囑託し、輔成會に於ても亦彼の地釋放者保護業業の狀況の通信視察並びに該事業の組織經營に關する事業の調査を囑託せらる。今後時々海外の事情を知ることを得べしと信ず。茲に氏の前途を祝福す。

刑務所活動寫眞 巡回映寫

受刑者に活動寫眞を觀覽せしめて大の効果を擧げつゝある。東京以西は二月中を以つて既に巡回を終へ三月中旬は東北、北海道の方面を巡回し、之れを以て第一回の巡回は終了するわけである。本月の映寫日及び箇所は左の通り。

三月四日(宇都宮)、五日(山形)六日(秋田)、七日(青森)、八日(函館)、十日(札幌)、十一日(旭川)、十二日(釧路)、十三日(網走)、十五日(盛岡)、十六日(宮城)

である。第二回の映寫は他の一班の手にて新に推薦されたるフブルムによりて既に市谷(二月二十八日)、豊多摩三月一日)、小菅(二日)、巢鴨(四日)の四刑務所を巡回映寫した。

【白 餘】

石井元刑務所長

の感想

口留別の辭

吾が敬畏するところの恩人、先輩に尊知各位不肖光美は
今何老齡の故を以て退職を聽許せられたり。回顧すれば明治
十九年三月大阪府警部補を振出し、明治三十二年まで身
を警察界に委ね、同年徳島縣に於て典獄に轉任して以來二十
五年前後通して三十八年間終始一貫、殆んど無缺勤にて今日
に至り。此間取短かしく云ふべからず。時に或は水火と
戦ひ、或は防疫に従事して家に歸らざること數月間。生命に
危殆を蒙らんとせし事例なきにあらず。吾が友僚の數人は之
れが爲めに傷つき、之れが爲めに斃れたり。往時を顧みれば
悚然として肌粟の生ずるを覺ふ。警察界既に然り、刑務行
刑の事亦豈に多少の苦心慘憤なからんや。幸にして頑健今日
まで公務を曠廢するなく大過失なくして奉公の義務を果した
るは、偏へに各位の眷顧と輔仁の惠に依らずんばあらす。申
すまでもなく三十八年間の官界生活は幾多の波瀾ありて苦辛
經路を嘗めたる前述の如し。就中吾が友僚が官界を退くに當
り、一身の事情將亦環境の事情に制せられ、不本意の退職を
餘儀なくし、官吏としての末期洵に悲むべき事業に逢ふ毎に

感概實に無量なり。願くば適當の時機に於て圓滿辭職の幸福
を得んとするの情意勃々として禁ずる能はざるものありたり
殊に眼を放つて新界の大勢を觀察すれば、文化の日進と共に
改頁前途を期すべきもの枚擧に遑あらず、此の運成を遂ぐる
には勢ひ後進有爲の士に待たざるべからざるや論なき所なり
りとする。此の意義に於て不肖は數年前より既に三たび辭意を
決して後進者の進路を開かんと思へ、四圍の事情可ならざ
るものありて、事志と違ひ、今日まで碌々として上司に衣食
に富の策勵に切にして、愚陋の不肖を以て大過を犯さしめざ
りしは何の辭を以てか之を感謝するを得んや。今や宿望を達
して冠を掛けて故山に歸らんとす。庭樹怡色を呈し、雞犬閑
々として吾を待つものあり。行李方々に多忙を極む。聊か
餘力尚ほ要課れば、自今端々を社會公共事業に捧げて、爾の
前科を補ひ、傍ら風月を吟賞して生涯を終へんと欲す請う敬
表を謙懇し賜へ。終りに臨みて、茲に恭しく恩人、先輩に
辱知各位に對し感謝の意を表し、併せて御健康を祝福す。敬具
大正十二年三月
於鳥城旭街官梅窓下
歸住地 香川縣三豊郡比地二村
石井元 光美

自覺人生理老維全職司、新陳天作法、代謝自然規、切恐衣冠盜
且雍條談私、驗電敷伏標、須避妻餐噎、
自 嘲
四十有年有事の日、無事に過ぎ
指道標
吾が庵は多度津の南三ツ目の驛を下りて四へ十丁

刑務協會役員

- | | | |
|------|------------|-------|
| 主 事 | 休職典獄補 | 伊藤忠次郎 |
| 常務理事 | 前東京地方裁判所判事 | 北島良吉 |
| 同 | 果嶋刑務所長 | 大月義平二 |
| 同 | 豊多摩刑務所長 | 寺崎勝治 |
| 同 | 前市谷刑務所長 | 野口謹造 |
| 同 | 小菅刑務所長 | 有馬四郎助 |
| 同 | 同 | 辻敬助 |
| 理事 | 司法書記官 | 松井和義 |
| 兼理事 | 司法省保護課長 | 宮城長五郎 |
| 兼理事 | 司法省刑務局長 | 山岡萬之助 |
| 副總裁 | 司法次官 | 山内確三郎 |
| 總裁 | 司法大臣 | 岡野敬次郎 |

定價表	冊(稅)共	金壹圓貳拾錢
六冊(稅)共	金貳圓四拾錢	
五號活字半段	一行	金壹圓
一 等	金拾	
二 等	金拾	
三 等	金拾	
通 一 頁	金拾	
廣 告	金拾	
料 告 廣	金拾	
定規文注	金拾	

●●御注文はすべて前金のこと
振込のこと但なるべく振替を利用せられたし
口座に東京五〇五九番刑務協會とすること
御注文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居
の際には新舊住所を御届下されたし。

明治二十二年二月廿六日第三種郵便物認可
大正十二年三月十九日印 刷 納 本 行
大正十二年三月二十日發

發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 北島良吉
印刷所 磯村政富
東京市神田區三崎町三丁目一番地
發行所 東京市麹町區四比谷町一番地
電話銀座二三四四、三八二五番
東京市總町區式比谷町一番地
發行所 東京市四谷區左門町七十二番地
東京市四谷區左門町七十二番地
東京市四谷區左門町七十二番地

日 本 大 學 機 關 雜 誌

日 本 法 政 新 誌

第 二 十 二 卷 第 三 號

—(第 二 百 四 十 號)—

論 說

條約の效力と批准との關係……………法學博士 泉 哲

國民道德の本質としての祖先崇敬……………文學博士 補永 茂助

憲法に於ける學說と現實……………法學士 金森徳次郎

勞働組合法論……………法學士 安井 英二

ローマ法王とは何ぞや……………法學士 佐々木英夫

支那の文字を現代的に理解せんには(完)……………文學士 後藤朝太郎

イギリスに於ける自然法論(完)……………法學士 船由 享二

寄 書

老子の欲望論……………社會科學生 佐々木一道

○漫錄○雜纂○其他

日 本 大 學 內

日 本 法 政 學 會 發 行

(定 價 一 冊 金 壹 圓 郵 稅 金 貳 錢)